

令和6年度

福島町議会

定例会12月会議会議録

令和6年12月17日 開会

令和6年12月17日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和6年12月17日（火曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町 長 あ い さ つ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	5 頁
○日程第2 諸般の報告	5 頁
○日程第3 行 政 報 告	9 頁
教育行政報告	
1 芸術文化、文化財	
(1) 町民文化祭について	
○日程第4 報告第8号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について ...	10 頁
○日程第5 一 般 質 問	11 頁
1 番 藤 山 大	11 頁
(1) 無形文化伝統芸術について	
先人の知識・経験（伝承）を未来の宝（継承）に	
5 番 平 沼 昌 平	16 頁
(1) 当町の2025年問題（超高齢化社会が引き起こす社会保障費問題） に対する展望について	
6 番 木 村 隆	24 頁
(1) 有害鳥獣対策について	
○日程第6 議案第26号 福島町定住促進住宅管理条例 （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	28 頁
○日程第7 議案第27号 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例 （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	29 頁
○日程第8 議案第28号 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例 （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	31 頁
○日程第9 議案第29号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	32 頁
○日程第10 議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	33 頁
○日程第11 議案第31号 第6次福島町総合計画の変更について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	34 頁
○日程第12 議案第32号 福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	41 頁
○日程第13 議案第33号 福島町の字の区域の変更について （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	42 頁
○日程第14 発委第8号 福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例	

	(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	43頁
○日程第15	発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44頁
○日程第16	議案第34号 令和6年度福島町一般会計補正予算(第7号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	45頁
○日程第17	議案第35号 令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算(第3号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	51頁
○日程第18	議案第36号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	53頁
○日程第19	議案第37号 令和6年度福島町水道事業会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	54頁
○日程第20	議案第38号 令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算(第3号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	55頁
○休 会 の 議 決		56頁
○休 会 宣 告		57頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告 8	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について	12月17日	報 告 済
2 6	福島町定住促進住宅管理条例	12月17日	原案可決
2 7	刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	12月17日	原案可決
2 8	福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例	12月17日	原案可決
2 9	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月17日	原案可決
3 0	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月17日	原案可決
3 1	第6次福島町総合計画の変更について	12月17日	原案可決
3 2	福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について	12月17日	原案可決
3 3	福島町の字の区域の変更について	12月17日	原案可決
発委 8	福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例	12月17日	原案可決
発委 9	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	12月17日	原案可決
3 4	令和6年度福島町一般会計補正予算（第7号）	12月17日	原案可決
3 5	令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）	12月17日	原案可決
3 6	令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）	12月17日	原案可決
3 7	令和6年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）	12月17日	原案可決
3 8	令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第3号）	12月17日	原案可決

令和 6 年度

福島町議会定例会 1 2 月会議

令和 6 年 1 2 月 1 7 日（火曜日）第 1 号

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	行政報告
日程第 4	報告第 8 号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について
日程第 5	一般質問
日程第 6	議案第 26 号 福島町定住促進住宅管理条例
日程第 7	議案第 27 号 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第 8	議案第 28 号 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 29 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10	議案第 30 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 11	議案第 31 号 第 6 次福島町総合計画の変更について
日程第 12	議案第 32 号 福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について
日程第 13	議案第 33 号 福島町の字の区域の変更について
日程第 14	発委第 8 号 福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第 15	発委第 9 号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例
日程第 16	議案第 34 号 令和 6 年度福島町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 17	議案第 35 号 令和 6 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 18	議案第 36 号 令和 6 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 19	議案第 37 号 令和 6 年度福島町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 20	議案第 38 号 令和 6 年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第 3 号）

◎会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	行政報告
日程第 4	報告第 8 号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について
日程第 5	一般質問
日程第 6	議案第 26 号 福島町定住促進住宅管理条例
日程第 7	議案第 27 号 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第 8	議案第 28 号 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 29 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10	議案第 30 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 11	議案第 31 号 第 6 次福島町総合計画の変更について

日程第12	議案第32号	福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について
日程第13	議案第33号	福島町の字の区域の変更について
日程第14	発委第8号	福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第15	発委第9号	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第34号	令和6年度福島町一般会計補正予算（第7号）
日程第17	議案第35号	令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第36号	令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第37号	令和6年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第38号	令和6年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第3号）

◎出席議員（8名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	藤 山 大		3番	佐 藤 孝 男
	4番	小 鹿 昭 義		5番	平 沼 昌 平
	6番	木 村 隆		7番	熊 野 茂 夫
	8番	（ 欠 員 ）			

◎欠席議員（1名）

2番	杉 村 志 朗
----	---------

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	小 鹿 一 彦
総 務 課 長	小 鹿 浩 二	企 画 課 長	村 田 洋 臣
産 業 課 長	福 原 貴 之	町民課長兼古岡支所長認定こども園福島保育所長	深 山 肇
町民課参事兼会計管理者	古 一 直 喜	福 祉 課 長	佐 藤 和 利
建 設 課 長	紙 谷 一	福祉センター次長	（石 川 秀 二）
教 育 長	小野寺 則 之	事務局長兼給食センター長	石 川 秀 二
監 査 委 員	本 庄 屋 誠	監 査 委 員	高 田 重 美
監査委員補助職員	（鍋 谷 浩 行）		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋 谷 浩 行	議会事務局議事係長	山 下 貴 義
会計年度任用職員	熊 谷 治 子		

(開会 10時00分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和6年度定例会12月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

10月30日、議会基本条例諮問会議から本年度の答申を受けました。

基本条例見直しの行動計画推進については適正に行われ、今後の方向性を「現状維持」とした内容に疑義がないとし、議会評価については適正であるが、議会評価の仕組みや専門用語などを町民に解りやすい表現で伝えるよう望むとの内容でありました。

次期改選期に向けた課題であります「議員定数、議員のなり手不足、議会改革の見直し」については、特別委員会を設置し検討することとなっておりますが、諮問会議で話題となりました議員のなり手対策としての「議員の学校」については、来年2月開催を予定しております西部4町議員協議会総会の際に、栗山町議会斎藤義崇副議長を招聘して研修を計画しております。

11月13日開催の第68回町村議会議長全国大会はスローガンとして、地方創生の更なる推進、分権型社会の実現。大規模災害からの復旧・復興、原発事故対応、防災・減災対策の強化等を掲げ、令和7年度予算編成にあたって、具体的な28件の要望を決議し、「議会への多様な人材参画・議会の機能強化」については、議員のなり手対策の支援。政治分野の男女協働参画の推進。主権者教育の推進。議員報酬の改善等16項目の具体的実現を目指し決議をしております。

長期的な人口減少、東京一極集中による過疎・少子高齢化、頻発する自然災害、諸物価の高騰等が深刻な問題となっており、自主財源が乏しい中で、増台する役割に迅速・的確に対応しなければならない厳しい状況下で、諸課題解決に向け、議会の機能強化、多様な人材の参画を目指す環境整備に向けた強力な取り組み等も必要であるとし、地方議会人が一致結束し、果敢に行動していくと宣言しております。

福島町議会としても、宣言・決議の主旨をしっかりと受け止め、厳しい状況を勘案し、より一層研鑽に励み、町民の負託に応え、活発な議会活動を推進しなければなりません。

師走となり、寒さも一段と厳しくなってきました。出席者各位には、お体ご自愛の上、本12月会議もまた、活発な討議が展開されます事を期待し、議事運営に協力をいただきますようお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和6年度定例会12月会議を開会いたします。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長のあいさつを行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会12月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、定例会12月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今、国において物価高騰対策を柱とした13.9兆円規模の令和6年度の補正予算が国会で審議されており、本日、参議院本会議で可決・成立する見込みとなっております。

物価高騰対策の予算に住民税非課税世帯等への給付金が含まれており、国の動向に注視しながら、今後正式な通知等がありしだい迅速に補正計上したいと考えてございますので、予めご理解をお願いしたいと思っております。

さて、前浜の漁獲状況ですが、今年の福島吉岡漁業協同組合の販売取扱実績は、11月末時点で11億5千万円ほどとなっており、昨年の同時期に比べ2億7千万ほどの増加となっております。

全道的な天然コンブの不漁を受け、養殖コンブが高値で推移したことに加え、ウニも高値で取引され

たことによるものでございます。

ただ、一方、管外のイカ漁が1億8千万となっており、昨年同時期に比べ3,700万円程の減となっており、大変厳しい状況が続いているところでもございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず、福島町定住促進住宅管理条例及び刑法等の一部を改正する法律および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定が2件、福島町町内会館管理条例及び特別職の職員の給与に関する条例並びに職員の給与に関する条例の一部改正が3件、第6次福島町総合計画の変更が1件、さらに福島町の区域内に新たに生じた土地の確認並びに福島町の字の区域の変更が2件となっております。

また、令和6年度福島町一般会計、介護保険特別会計、国民健康保険診療所特別会計及び水道事業会計並びに浄化槽事業会計の補正予算が5件となっております。

まず1点目の、福島町定住促進住宅管理条例の制定については、令和7年4月から供用を開始する福島町定住促進住宅の管理条例を制定するものでございます。

2点目の、刑法等の一部を改正する法律および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁固刑が新たに拘禁刑として単一化されたことに伴う関係条例の一部改正となっております。

3点目の、福島町町内会館管理条例の一部改正については、緑町母と子の家解体及び新たに福島町内会館が建設されたことに伴う名称等の変更による条例の一部改正となっております。

なお、次の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び職員の給与に関する条例の一部改正については、令和6年8月8日に人事院勧告に伴い、期末手当等及び給与等の改正による条例の一部改正となっております。

6点目の、第6次福島町総合計画の変更については、このたびのローリング作業等に伴う事業費等の変更となっております。

7点目の、福島町の区域内に新たに生じた土地の確認並びに福島町の字の区域の変更については、吉岡漁港機能保全工事に伴い公有水面の埋め立てが竣工したことに伴う確認及び変更となっております。

なお、一般会計の補正予算の主なものについてですが、まず歳出においては、国の人事院勧告に伴う職員給与費等及び会計年度任用職員給与費などの増額補正となっております。

歳入につきましては、歳出の補正に係る財源充当として財政調整基金を繰入充当してございます。

そのようなことで、このたびご審議いただく案件は、条例の制定が2件、条例の一部改正が3件、計画の変更が1件、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更が2件、並びに補正予算が5件の計13件の案件のご審議をお願いするものでございます。

なお、議案につきましては、このあと担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶と代えさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時09分）

（再開 10時10分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

すみません。私、2点目の刑法の関係のところで「禁固刑」を誤ってお伝えしましたので、修正をお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 10時11分)

(再開 10時11分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

度々すみません。新たに「拘禁刑」とするところを禁固刑と誤ってお話しをしましたので、修正をお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのように修正をしておきます。

町長のあいさつを終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番佐藤孝男議員、4番小鹿昭義議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番（平沼昌平）

令和6年度定例会12月会議の開会に際し、去る12月10日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

審議日数については、本日から12月19日までの3日間を予定いたしましたので、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会12月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

常任委員会の所管事務調査結果の報告を行います。

1番藤山大総務教育常任委員長。

○1番（藤山大）

諸般の報告の5ページをお開きください。

11月22日、26日に実施しました3件の所管事務調査について報告書に基づき内容を説明します。

6ページをお開きください。

はじめに、調査事件5 所管関係施設・事業等の町内視察、執行方針の取り組みについてです。

3事業の現地視察と、令和6年度の執行方針の取り組み状況を確認したので、内容を報告します。

1、所管関係施設・事業等の町内視察について。

（1）定住促進住宅整備事業については、今回整備した住宅は町内で初めての規格で建てられており、入居者募集の際は、使用条件等についてしっかり説明し、入居者の不利益にならないよう配慮されたい。

二棟目の住宅を整備する際は、より脱炭素を意識した住宅の整備を検討すべきと思慮する。

整備計画では、完成期間を20年と想定しているが、その間の需要変化を考慮すると他の事業との調整をしながら事業年度の前倒しや規模の変更等を検討し、事業の促進を図るべきと思慮する。

(2) 青少年交流センター増築事業については、増築工事の工期は2月28日であり、説明では工事の進捗状況が65パーセントから70パーセント程度とのことから、工期内の完成に向け努力されたい。

なお、工事内容に工期延長等の変更が生じた際には、速やかに議会に状況を報告されたい。

2、執行方針の取り組み状況について。

(2) 「次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり」

①学校給食における町内産米等の使用状況について。

学校給食における町内産米の確保については、保冷庫の容量の関係から年3回に分けて調達しているが、今年の米不足による価格の高騰もあり、今後安定して米が確保できない事態も想定されることから、給食センターで使用する年間分の町内産米を収穫時期に仕入れることも検討されたい。

保管場所については、町で購入を予定している三岳地区の倉庫に玄米で保管することも検討されたい。

これまで、何度も指摘しているが、給食へ町内産品を積極的に供給するためには、一次産業を所管する産業課と教育委員会が連携して町内農家等と調整を図りながら進めることが肝要であり、その点を改めて指摘しておく。

②青少年スポーツの活動状況と支援について。

クラブ活動、部活動に参加する子どもの移動について、大きな大会を除き保護者が送迎している状況は保護者の負担も大きく、西部4町の拠点校方式による活動を含め町として何らかの支援が必要と思慮するので検討されたい。

次に、10ページをお開きください。

調査事件7 津波避難対策計画・津波避難対策緊急事業計画の策定について。

町では、令和7年度の「津波避難対策計画」「津波避難対策緊急事業計画」策定に向けた基礎調査を今年度実施しており、このたび基礎調査の進捗状況等について資料が示されたことから、その内容を調査したので、調査結果を報告する。

町より示された資料の内容については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

(1) 避難場所等の新設。

計画策定にあたっては、まずは、東日本大震災の教訓から津波の届かない高台等に避難することが重要であり、一時避難所の整備を主眼に進められたい。

(2) 避難経路、避難路の整備。

当町の津波到達想定時間は30分から50分とのことであり、町民の大半は車での避難を選択すると想定されるので、避難場所までの経路等についても混乱を回避できるよう検討が必要と思慮する。

避難路の整備等については、示されたカルテの様式では情報がわかりづらいので、解りやすく簡潔な内容とすべきと思慮するので検討されたい。

以前から意見として述べているように、避難路の整備等にあたっては冬期間の対応が最大の課題であり、緊急事業計画策定に当たっては、各町内会の意見を踏まえて充分検討されたい。

2、町民への情報周知について。

今回の策定計画では特定の地震を対象としており、事業の実施は早くても令和8年度以降になると考えられるが、今年元日の能登半島地震を見ても災害は何時起きてもおかしくなく、災害時の避難行動等の意識付けのためには情報を繰り返し町民へ周知することが重要であり、改めて町民へ解りやすい防災パンフレットを配布することを検討されたい。その際には今回想定している地震以外に、過去の事例も示すなど危機意識の醸成を促す工夫し作成されたい。

12ページです。

調査事件8 定住促進住宅管理条例の制定について。

令和7年4月から供用を始める定住促進住宅の入居要件等を定めた管理条例案と、定住促進住宅の今後の整備予定について資料が示されたことから、その内容を調査したので調査結果を報告する。

町より示された定住促進住宅の家賃等の設定の考え方については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

なお、新たに制定する管理条例について、条文中に同一の名称、条文の重複等が多く見られることから、内容を整理して提案されたい。

1、入居対象世帯の設定について。

住宅の入居資格を高校生以下の子どもを養育し同居している子育て世帯とし、大学生は対象外としているが、子育てにおいて一番負担が大きくなるのは高校進学から大学卒業までの期間であり、子育てを支援する観点から、高校生以下の子どもの養育・同居が原則としても、子どもが大学に進学した場合は大学生を養育する世帯も対象にする配慮も必要と思慮するので検討されたい。

以上で、総務教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○3番（佐藤孝男）

諸般の報告の13ページをお開きください。

11月8日、20日、29日に実施しました4件の所管事務調査について、報告書に基づき主な内容を説明いたします。

14ページをお開きください。

はじめに、調査事件5 所管関係施設・事業等の町内視察、執行方針の取り組みについて。

3事業の現地視察と、令和6年度の執行方針取り組み状況を確認したので、内容を報告いたします。

1、所管関係施設・事業等の町内視察について。

（1）特別養護老人ホーム陽光園について。

大規模改修後の施設は入所者が安心して生活できる環境になっていると感じたが、施設側からの説明では電気料金等の値上げにより施設の維持管理に係る経費が経営を圧迫しているとのことであり、施設への支援が必要と思慮するので検討されたい。

当初、令和6年度に予定していたデイサービスセンターの改修工事については、物価高騰等による事業費の増加から改修を延期するとして陽光園の判断を理解したが、改修の内容、特に施設の構造、浴槽の計上等について、検討する必要があると思慮する。

デイサービスの利用者が少ない現状の改善については、施設側の取り組みが基本ではあるが、町も先進地活動事例等の情報収集を行うなど施設側と協働して利用者の参加意欲を喚起する事業内容を検討されたい。

次に15ページになります。

2、執行方針の取り組み状況について。

（1）産業を活性化し、地域資源を活かすまちづくり。

②ナラ枯れによる町内森林の被害状況と対応について。

ナラ枯れへの対応については、道の調査を基に現地調査を行い被害木の確定をしたうえで、5月下旬までに処理を行うとしている。町内全域に被害木が分布する中で見落としなく処理することが困難なことは理解するが、これ以上被害が拡大しないよう最善を尽くすことが望む。

③クマやエゾシカによる農林業被害の現状と対策について。

先日、千軒岳にクマが出没し目撃者から連絡が入っていたにも関わらず、町では把握していなかったとの新聞報道がありました。出没箇所が国有林内であり町管理外ということは理解するが、今後さらに危険が高まることが予想されるため、入山カードの取り扱いや庁舎内の連絡体制等を明確にしておく必要があると思慮する。

千軒岳は町の重要な観光名所であり、登山者の安全確保のためにも山頂までの登山道の整備・管理について国や関係機関と協議を行い町としてしっかり対応することを望む。

（2）次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり。

①認定こども園と子育て支援センターの状況について。

全国的に保育士が不足している状態で、当町においても保育士の確保が課題であり、若者や有資格者が都市部に流出する中で人材を確保するためには、雇用条件等で他と差をつけることも検討する段階にあると思慮する。

次に、18ページです。

調査事件 9 国民健康保険事業の運営について。

町より令和 6 年度の国民健康保険事業の運営状況と、令和 7 年度の税率改正に向けた資料が示されたことから、その内容を調査したので調査結果を報告いたします。

国保の全道広域化は、令和 4 年度に平準化がスタートし、令和 12 年度に全道統一保険税となることから、税率を毎年度見直し改正することは理解しているが、町として、保険税の基準となる応能応益比率の考え方や、全道でも高い水準にある医療費の抑制等の課題も多く、今回の調査において提出された資料の内容・分析と答弁から、担当課において国保の現状を的確に把握しているのか疑義が残る点を指摘するとともに、以下の点について検討されたい。

(1) 国民健康保険事業の運営について。

令和 5 年度決算の実施単年度収支が赤字となったことについて資料ではその要因が示されていないが、被保険者に保険料の見直しを理解してもらうためにも、赤字となった要因を分析し国民健康保険事業の実態データとして解りやすく示していく必要があると思慮する。

(2) 医療費の抑制対策について。

道内でも上位となる医療費を抑えるためには、もっと対象を絞ってピンポイントで事業を行うことも有効な方法と思慮する。そのためにも被保険者の就労形態や年齢毎の医療費の実態等といったデータを把握・分析することが重要になると考えるが、実態として現状の認識が甘いと言わざるを得ず、危機感を持って対応するよう指摘する。

次に、20 ページです。

調査事件 10 介護事業の実態と対策について。

当常任委員会として町内の介護事業の実態と町の介護事業を維持するための対策を確認するため、資料の提出を求め調査したものであり、調査結果を次のとおり報告いたします。

町より示された「介護事業の実態と対策について」は一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1、町内介護事業への対策について。

町内の介護事業の実態として、サービス利用者の減少と介護人材の確保が問題となっている。町はこれまでも資格取得への支援などを行っているが、より踏み込んだ支援が必要であり、各事業所と介護の現状・課題について共通認識を持つきっかけとなる場を定期的に設けるべきと思慮する。

また、外部から人材を求めることが困難な状況から、町内で介護人材を育てて行くことも重要になると思慮する。これまで課題となってきた資格取得者の町外流出については、介護職員給与等の処遇改善が必要であり、事業者と共に町としても経営面でのサポートを考慮すべきであり検討されたい。

なお、町内で人材を求める際にはシルバー人材を活用することも検討していく必要があり、介護人材と事業者を橋渡しするシステム作りを町として検討する必要があると思慮する。

次に 21 ページになります。

2、介護事業の在り方について。

町の令和 5 年度給付実績では、町内で提供されている訪問介護の介護サービス利用が落ち込んでおり、町内事業所は大変厳しい状態にあり、少ない対象者取得に介護サービスを提供する事業所の競合が懸念されます。

町内の介護サービスを維持していくためには、今後、事業所毎に提供する介護サービスを分担することや、事業所の統合も課題になると思慮するので、現状把握、将来推計等を含め慎重に検討されたい。

介護現状の問題は、当町だけではなく渡島西部四町の共通課題であり、広域的な協力体制、各町の役割分担等について連携して取り組む必要があると思慮するので検討されたい。

次に 22 ページになります。

調査事件 11 町立診療所の経営安定化について。

診療所特別会計の決算状況は、令和 5 年度も実質単年度収支が赤字となるなど、未だ安定した経営には至っていない厳しい状況にあり、このたび町より「町立診療所の経営状況」について資料が示されたことから、内容を調査したので調査結果を次のとおり報告いたします。

町より示された資料の内容については一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

1、町立診療所の現状の分析について。

町立診療所は開設から7年が経過しているが、利用者数の伸び悩みが続き、決算状況も実質単年度収支は赤字となるなど、安定した経営には至っていない点について現状を詳細に分析し対策を講じる必要があると考えるが、資料からはそういった分析がなされているとは言えない点を指摘する。

2、経営の安定化に向けた取り組みについて。

経営安定化に向けた取り組みとして医療体制の充実が図られているが、患者数と比較して過大とならないよう注意する必要があると思慮する。

特に経常経費における人件費の比率は経営において大きなウェイトを占めることから、当委員会として以前から指摘している将来を見据えた人件費抑制の視点として、看護師・事務担当の兼任、医薬分業等について検討すべきと思慮いたします。

3、委託医師との協議について。

人口減少が進む中で、現状での診療所利用者増加は、相当難しい状況にあると認識しなければならない。利用者への懇切丁寧な対応、課題となっている町内在住介護者への積極的な対応についても協議されたい。経営を安定化させるためにも、患者のデータ等を分析し、町立診療所としてどこに力点を置いて何を伸ばしていくか医師と協議するよう望みます。

以上で、経済福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

それでは、25ページをお開きください。

12月6日開催の渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の結果について、主な内容を報告いたします。

1、定例会の内容は、条例の一部改正が2件と補正予算の審議であります。

2、行政報告、消防関係で2件の報告がありました。

（1）行方不明者の捜索について。

10月26日に松前町江良地区において、函館海上保安部から江差沖1マイルで無人船を確認し、所有者の70代の男性が行方不明との通報があり、26日、27日の2日間懸命な操作を実施しましたが、残念ながら発見には至りませんでした。なお、捜索は終了しております。

（2）水難事故について。

11月14日に福島町福島地区において、七飯町在住の50代男性がうつぶせの状態に海に浮かんでいるのを発見し、引き上げて救急搬送しましたが、残念ながら搬送先の病院で死亡が確認されております。

お亡くなりになられた方のご冥福を、心よりお祈りいたします。

3、審議した議案について、説明いたします。

議案第1号は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例であり、「懲役」、「禁錮」、「禁固」を、拘禁刑に改めるといった既存条例の字句改正をするものであります。

議案第2号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であり、「一の年ごと」を「一の年度ごと」に改めたものであります。

議案第3号は、一般会計補正予算（第3号）です。

児童手当法改正や共済組合負担金率の確定及び標準報酬月額改定などにより、補正額811万8千円追加し、予算総額17億17万5千円となりました。

なお、詳しい内容については議会事務局に、議案・関係資料を保管しておりますのでご参照願います。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○**教育長（小野寺則之）**

令和6年度福島町議会定例会12月会議の開催にあたり、定例会11月会議以降の行政報告を申し上げます。

1 芸術文化、文化財。

（1）町民文化祭について。

11月23日から24日まで、福祉センターにおいて町民文化祭が開催され、町内文化サークルによる展示や舞台発表が行われました。

今年は小学生の合唱、福島中学校吹奏楽部による演奏をはじめ、各カラオケサークルによる芸能発表が行われ、たくさんの拍手が送られていました。

また、生き生きとした写真や生け花、手芸作品などが展示され、ドールハウスなどを制作するハンドメイド教室が開催されるなど、多くの皆さまに芸術の秋を楽しんでいただきました。

以上で、教育行政報告を終わります。

なお、行事等報告書については、別紙のとおりとなっておりますのでご参照ください。

○**議長（溝部幸基）**

教育行政報告を終わります。

◎**報告第8号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について**

○**議長（溝部幸基）**

日程第4 報告第8号 一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告を議題といたします。

内容の説明を求めます。

小野寺則之教育長。

○**教育長（小野寺則之）**

本件については、先達で議会だよりで詳しく書かれておりましたが、改めて、今日現在の12月4日現在の取組状況についてご報告いたします。

9月11日開催の教育委員会議で教育委員との最終検討を行い、教育委員会として次の3点の理由により奨学金制度の見直しは必要性がないとの結論に至ったところです。

①給付型は選定が困難で不公平感が生じるため、国等の制度を活用すべき。

②現制度でも金額や無利子貸し付けなど、十分な支援内容となっている。

③保証人が町内在住でないと償還対応が困難となる。なお、償還期間、保証人の人数など常任委員会でいただいた意見については、今後改めて協議してまいります。

○**議長（溝部幸基）**

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

暫時休憩いたします。

（休憩 10時45分）

（再開 10時45分）

○**議長（溝部幸基）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7番熊野茂夫議員。

○**7番（熊野茂夫）**

総務の委員長の報告ですけれども……………。

○**議長（溝部幸基）**

暫時休憩いたします。

(休憩 10時45分)

(再開 10時47分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

報告を終わります。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、3名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

通告に従い、町長と教育長に一般質問させていただきます。

「無形文化伝統芸術について」先人の知識・経験（伝承）を未来の宝（継承）に。

文化庁によると演劇・音楽・工芸技術等の無形文化的所産で我が国にとって歴史又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」とし、無形文化財は人間の「わざ」そのものであり、わざを体得した個人、集団によって体现されるとしております。

重要なものを重要無形文化財に指定し、高度に体现しているものを保持者とし、「各個認定」「統合認定」「保持団体認定」の3方式で認定され、重要無形文化財の保持のため、後継者養成・記録作成・公開への助成、研修事業等を行っております。

我が町においても松前神楽は「採物舞」「巫女舞」「湯立神事」「獅子舞」の4種を揃って伝承していることや、神楽には伝承例の少ない「翁舞」があり、松前神楽は国の重要無形民俗文化財に指定されておりますし、白符荒馬踊（白符地区）や福島大神宮祭礼行列の四ヶ散米行列（塩釜地区）や奴行列（日向地区）もあります。そのほかに、松浦地区にはユーモアたっぷりに踊り、大漁・家内安全を祈る七福神舞もありますが、町内文化財の現況は、高齢化により各文化財の伝承者が途絶えつつあり、役場職員が中心となり継承している厳しい状況にあります。

現状を踏まえて、教育長、町長に伺います。

①伝統・文化を後世に残すために、中学生、高校生と町民の交流をとおして伝統と文化を継承する手法を検討してはどうか。

②広く継承者を集めるためにも、町外へ呼びかける手法も検討してみてもどうか。

③衣装、道具、機材等の整備財源の問題もありますが、現況を把握されているか、傷んだり古くなった物を修理、買い替える等の支援の考えはあるか。

以上、3点について町長、教育長に伺います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

藤山議員のご質問にお答えします。

1点目の児童生徒への学習状況ですが、地域の良さを学ぶ「ふるさと学習（地域課題探求学習）」が、小中学校それぞれの発達段階で行われております。

中学校では四ヶ散米行列を7月から4回、学芸員による歴史学習や保存会会員からの演技指導を受けました。10月に開催した学校祭では3年生が衣装をまとうて演舞を披露し、来場者から大きな拍手を受け、演舞を実際に体験し興味を抱いてくれたものと感じております。

また、吉岡小と福島小の合同学習においても、四ヶ散米行列の学習を行った後、保存会会員とともに演舞を行うなど、町の伝統文化に直接触れる活動を行っております。

福島商業高校では、令和4年度に福島大神宮宮司を講師に招き、松前神楽についての学習を行っております。

また、授業以外では、福島大神宮例大祭山車行列の踊り手や曳き手として参加した生徒が、福島町の伝統文化を目の当たりにしており、今後とも地域の行事や郷土芸能に興味関心を持って参加してくれることを期待しているところです。

2点目の町外への呼びかけについてですが、松前神楽保存会では福島町出身で函館市在住の方や、八雲町に在住している方が楽人として研鑽を積んでおられるとお聞きしております。

各保存団体から町外の募集について要望がある場合、支援してまいりたいと考えております。

3点目の備品の整備についてですが、各保存団体の要望を受け継続的に整備を支援しております。

平成28年度には奴行列及び四ヶ散米行列の保存伝承のために、250万円のコミュニティ助成事業を受け、備品整備を支援しております。

また、松前神楽についても文化庁の助成を受け、備品整備に努めているところです。

令和2年からコロナ禍により3年間活動できない時期もありましたが、保存伝承活動を継続するためにそれまでと変わらず補助金を助成し、備品の修繕や整備をしていただいております。

教育委員会といたしましては、今後とも児童生徒に興味関心を持ってもらうよう学習の場の提供や、各保存団体の意向を十分に把握し支援を行うなど、伝統文化の保存継承に努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員のご質問にお答えいたします。

福島町には、先人たちが脈々とつないできた歴史と文化があり、特に、松前神楽や福島大神宮祭礼行列、また、古くから地域で伝承されてきた塩釜地区の四ヶ散米行列、日向地区の奴行列、白符地区の荒馬踊りなど他に誇れる伝統文化があります。

しかし、近年は人口減少や過疎化の影響を受けて、伝承が厳しい状況にあり、加えてコロナ禍により演技等の披露が難しくなっているのが現状にあります。

このような中、当町においては今年度から小中学校で四ヶ散米行列を授業に取り入れるなどの工夫をしております。

また、全国募集で集まった福島商業高校の生徒たちが、福島大神宮例大祭の町内会山車行列の踊り手になるなど、子供たちが伝統芸能に触れる機会が多くなり明るい兆しも見えてきております。

町としても、先人たちが繋いできた歴史や文化を絶やすことのないよう、保存会や関係団体と連携を図りながら、必要に応じて全面的に支援してまいります。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

まずはじめに、役場職員の方々には業務多忙の中、無形文化財保護のために継承していただき、誠にありがとうございます。

今後、地域各町内会で人が減っている中で、各町内会で継承していくのはベストではありますが、現状はそうではありません。町として地域全体を支えていき、協力・継承をしていただけるようお願いしたいと思います。

無形文化伝統芸術について福島町には大きく分けると松前神楽は国の重要無形文化財に指定されており、多くの場で披露・演舞されております。白符荒馬踊（白符地区）でもここ数年、コロナの影響を受けて数年披露・演舞する場が減ってきております。

白符地区でも小学生・中学生が中心となって、「さっさっさっ」の掛け声とともに演舞を行っております。昔では白符小学校の生徒が中心となって演舞をしておりましたが、白符小学校の閉校とともに継承者が減っている状況であります。

福島大神宮祭礼行列の神輿も中学生・高校生が中心となって町内を家内安全を祈りながら巡回しており

ましたが、今では少子化の影響で見る場もなくなっている現状です。

町長の住んでいる地区、四ヶ散米舞においても少子化の影響を受けて役場職員や消防職員の力を借りながら継承されている現状です。四ヶ散米舞のルーツを探っていくと、今の言葉ではコンプライアンスに引っかかりますのでざっくりと言うと、「やっ」の掛け声とともに小学校高学年から地域の発展を祈り、町内で演舞を行っておりました。

副町長の住んでいる地区（日向地区）では奴行列もありますし、ルーツを探っていくとざっくりではありますが、殿様の道具を運ぶ人、参勤交代で「ほー」という掛け声で歩くといったことになります。

ここ数年では、ほとんど七福神は見る陰もありません。私の記憶の中では福島町のイベントで歩行者天国で見て以来以降、見た記憶がございません。伝承者も継承者もいるのか分からない現状です。

課長クラスや議員さんくらいの年齢までは見たことはあると思いますが、それ以外の年齢の方は見たこともなければ聞いたこともありません。披露・演舞していければとイベント当時の演舞を継承して披露の場をしてもらえればと思います。

まずは、松前神楽、神輿、白符荒馬、四ヶ散米舞、奴行列、松浦地区の七福神の認識と現状、課題は人材不足だと思いますが、教育長の今の現状と認識をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ありがとうございます。各団体それぞれ少子化といいますか、人口減少が伴って演者が少なくなっているというのは皆さんご承知のことと思います。

例えば、荒馬についてですけども、実は今回四ヶ散米を中学校でやるという時に、白符の荒馬の保存会の方々に声かけて、荒馬教えてもらえませんか、できませんかということでお願いした経緯があるんです。ですけども、荒馬の保存会の方が「いやいや、もう教えない」と「やれない」ということで急遽、四ヶ散米の学習をするということになってしまいました。

我々としても色んな町内で色んな伝統芸能があるわけなんですけども、そのなかでも無くなりそうなどというか本当に危惧されているようなところも学習してもらいたいなというところはあったんですけども、保存団体の方々がそういう風なご意向というか、だったものですから、非常に厳しいなということで、これはあくまでも保存団体がやはり主役でありまして、町としてはそれをいかに支援していくかということなんだと思うんです。

それで、例えば、明治時代に行われていた、わかんないですけど郷土芸が今まで残っているかという、無くなったものもあるでしょうし、続けられてきているものもあると思うんですよ。

私の町内会も山車をやめてしまったり、非常に残念な気持ちはあるんですけども、これは人口減少だったり担い手だったり時の流れで致し方無いところはあるんだなという風には思うんですけども、でも、今私達が福島町にせっかくいるわけですから、子ども達にはいくらかでも地域の伝統芸能文化を伝えたい、残したい、感じてもらいたいということで今年から本格的に小学校・中学校・高校の学習活動にその郷土芸能を取り入れてきております。

今後ともこの活動を継続して、福島町の伝統文化をできるだけ後世に残していくという取り組みをしていきたいという風に考えております。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

ありがとうございます。①の伝統文化を後世に残すために中学生・高校生と町民の交流の場として伝統と文化を継承する手法は検討してみてもという点ですが、答弁書に書かれているとおり、要は今回学校祭において披露されてまして、大変素晴らしい演技だったと思うのですが、私も見に行きましたが大変感動しました。

昔では男性のみが演舞を行っていましたが、学校祭では女性の方も演舞をされておりました。福島町では女相撲といったイベントがあって、本来であれば女性が土俵の上に上がることは許されないことという伝統はあります。今後ですが、その男女間の規則的なもの、要は本来であれば四ヶ散米舞は小学校高学年から演舞を行うという形式ではあるんですけども、その辺のルール変更は今の現状ですから、女性の方も

演舞できるのかどうか、その辺のルールはどうされるのかその辺も伺うのと、今回、中学生が披露する場が学校祭という場ではありましたが、今後そろそろ置き換えるとして祭礼行列で披露といった手法に切り替えてみればと思うんですが、その辺も中学生の意見は伺いたいと思います。

それと、高校生の部分で今回11月27日に行われた福島町中高生議会で多くの観覧を受けて、同接200人以上観覧していたと、町民の関心は結構非常に高いものがありました。

その中で1つだけ、誰もがハッピーな福島町を実現するために働き方改革（アルバイト編）に少しクローズアップしていきたいと思います。

福島町の現状としては、働きたい人を有効活用できない。働きたい人はいるけども募集していない。課題は労働力を有効活用……………。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時05分）

（再開 11時05分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

今の説明したその部分もクローズアップしていったら、要はアルバイト先が現状「ない」というのであれば、今回高校生の主張の中でそういう風なものがあれば、お互いwinwinになるのであれば、要は四ヶ散米なり奴、これをアルバイト感覚で伝統を学ぶといった手法も考えてみてはと思うのですが、その辺はやはりせっかく来てもらって、僕もその場で確認した時に歴史・文化について興味ありますかという時に挙手をお願いした時に、大半の人が手を挙げてくださっていました。これは興味があるという風に僕は思ったんですね。そうであれば、今のたまたまそういう風な部分で働く場所がないというのであれば、走りのスタートの段階で、要は今後それがお金じゃないと思うのですが、もし考えているのであれば、その辺も金銭も発生しながらでも伝承していただければという形を取っていただければと思うのですが、その辺について教育長に再度確認したいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

まず1点目の女性の参加ですけれども、女だけの相撲大会が鳴海町長が千代の富士親方に掛け合って、女性も土俵に上がるというお祭りをイベントを作ったというのを聞きまして私すごく感動しておりまして、おっしゃるようにこのジェンダーレスの時代なので、できれば私も男女の区別なくやってもらいたいんですけれども、やはり相撲みたいな格式とか各団体のご意向もあると思いますので、その団体の方々にご意見をお伺いしながら、女生徒の参加についても促していくというか平等に参加してもらえればなという風には思っているところです。

もう一つは、今回その学校祭でやりましたけれども、その先には議員おっしゃるように、僕も9月の例大祭で中学生が踊ってほしいなという風に思っております。その際には、是非その保存会の団体の奴行列も四ヶ散米舞もそうなんですけれども、ぜひ中学生・高校生に声をかけていただきたく、こっちから高校生・中学生からなかなか行くというのは難しいものですから、ぜひ声をかけていただければ有難いという風に思っています。

3点目のアルバイトということなんですけれども、まさに今回、神社のリヤカー引く係と巫女さんを高校生がやってまして、さらに先ほど答弁申し上げましたように、踊り手・曳き手という形で、それはお金貰っているかどうかはちょっと私わからないんですけれども、そういう形で参加しております。

そういうわけで、本当にそのアルバイトというか地域のために役に立ちたいと高校生思っているんですね。ですからそういう生徒に、是非こういうことをやってみないかという働きかけを、ぜひ各団体・町民の皆さまにお願いしたいなという風に思っているところです。

議員も芸能保存団体の事務局というか団体に所属されていると思いますので、是非お声がけいただければ有難いという風に思います。よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

先ほどの高校生の件で、要は今回主張の中でも働く場所がないという部分で、お金ではないですけども、もし伝統文化を学ぶ場があるのであれば双方 winwin な関係築けるように、今後は高校生等にも声かけて広くとっていただきたいなと思います。

2 点目は、継承者を集めるために町外に呼び掛ける。これは答弁書に書かれているとおり、僕もこれはもっと幅広くというわけじゃないですけど、もっと強化していく必要も、これだけ人数も減ってきていますので、その辺は町外についてもっと呼び掛けていただければと思います。

3 点目の、衣装・道具・機材等の整備財源の問題ですが、ここについては今回僕も今年携わって、ちょっと演者として回ったんですが、鉄箱等も傷んできてますし、台笠もやはりぐらつきも発生します。衣装も現状としたら揃ってはいるんですが、昔あって今ないものというのは、たまたま僕も着た火の用心というように腰にかける衣装の一部が無くなっているというか、本当に何もない状況になっていました。

要は、靴であれば昔の先人は草履で回って歩いて、僕も草履の時代もありました。草履で回って歩いていました。今ではやはり時代の流れとともに、草履ではなくて新しい靴に変わったりとかもしています。その辺もありますので、修理の方は衣装点検等を行いながら、今後は保存していただければなと思いますので、その辺についても最後に 3 点目の部分をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

答弁にも書かせていただきましたけども、各団体の意向を要望を十分に把握して支援してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

最後の方を町長に伺っていきたいと思います。

四ヶ散米と奴、各年度毎に交互に今行っているのが現状です。人が集まれば、できれば両方毎年見られる形を作っていただければと思います。町民の方もそれを望まれていますので、お願いしたいと思います。それだけではないですが、衣装・道具・機材等の整備、人材の確保、無形文化財の先人の知恵・知識・経験・伝承を未来に継承していただけるよう後世に残していただけるよう総括的に町長の方に伺って終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。

文化財そのものは、福島町の長い歴史の中で生まれ、育まれ、そして、地域によっては地域が大事に見守ってきたという形で今日まで守られ伝えられてきた貴重な町民的な財産でございますので、そのところについては我々としてはしっかり守っていききたいなと思っています。

ただ、やはり少子高齢化の中で、特に少子化ですね、子ども達が地域で少なくなっているという状況の中で、なかなかその担い手がいないと。これは文化財だけでなく、社会全体が担い手不足に至っているのかなと。そのなかで、どう我々が工夫して次の時代につないでいくかということは大切なことだと思っていますし、私は特に四ヶ散米、塩釜の伝統文化、私も当時を思い出しますと四ヶ散米・奴も含めてだいぶ停滞した時期がございます。それを溝部議長含めて保存会の方々が立ち上げて継承しようということで地域だけにこだわらなくて、例えば塩釜からまちの方に移り住んだ人方も含めて、学生も含めて中心になって何年かぶりに演技を披露した時に、窓から見ていたおばあちゃんが本当に涙を流して感動したというものを私も覚えておりますし、そういった地域にとっては本当に大切なものであり、その披露を見ること

がその人にとっては生きがいにもつながるのかなという思いがしていますので、そういったところを我々としてはしっかりとつなげられるように、まずは保存会なりそういった方々の協力を仰ぎながら町としてもしっかりとそこはつないでいかなければならないという思いがありますので、何が我々にできるのかということになるかと思いますが、なるべくそういった今、そういった面が小学生・中学生まして今回全国から来た高校生も含めて新しい局面を迎えつつあるのかなと思っていますので、厳しい状況の中でも我々がやれることというのは色んな事があるんだと思っていますので、それを皆さんと工夫をしながら地域とも相談しながら、是非、祭りになったら年に1回くらい、しっかりと四ヶ散米・奴・荒馬も含めて披露できる体制を整えていきたいと思いますし、伝承というのはやはり人から人につながっていくものが伝承でありますので、まずその人をつくり育てていかなければならないのかなと思っていますので、そういったものを全体の協力を得ながら、しっかりとやれるようなことを我々として出来る事をしっかりと全面的に協力していきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

最後に抜けている部分だけ、七福神、本当にここ30年くらい見たことないですけど、その辺の継承者・伝承者はいるのかどうなのか。町長の記憶の中で見た記憶ってあって、いつ見たかその記憶と、伝承者・継承者についているのか、いないのかだけ確認して終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

先達て町政懇談会がありまして、松浦の会館に行きましたら七福神の写真が飾られておりまして、たぶん15年ぐらい前の写真だと思うんですけども、でも、現在はやれる人がいなくなっているという風には、その町内会長さんがおっしゃっていました。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 11時16分）

（再開 11時29分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5 番平沼昌平議員。

○5 番（平沼昌平）

通告に従いまして、町長、教育長に、当町の2025年問題（超高齢化社会が引き起こす社会保障費問題）に対する展望について、お伺いします。

令和3年12月定例会において「当町の地域包括支援センターの方向性について」として町長に一般質問をさせて頂き、その折、2025年問題にも触れました。あれから3年が経過し過疎地域である当町の立ち位置は、既に2025年問題の真ただ中にあり、課題となる「社会保障費問題」は、「人口」「労働力」「医療」「介護」「空き家」と5つのポイントに要約されると思います。

当町の11月末住民年齢階層別構成は、65歳以上51.48パーセント、問題の75歳以上は28.81パーセントとなっており、今後国家的に懸念される2035年問題の背景（65歳以上の高齢者が人口の3分の1を超える）を超え、当町は既に2分の1以上になっている現実と、2040年問題（称し高齢化の進行と高齢者人口がピークを迎える）を視野に入れた当町の重要な課題であり、煮詰まった対応と計画が行政面、あるいは教育的観点から必要とを感じるが、当町の「社会保障費問題」に対する展望を町長・教育長、それぞれにお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

2025年問題は団塊の世代が後期高齢者となることで、国民の5人に1人が後期高齢者という超高齢化社会を迎えることとなり、その結果、多くの後期高齢者を支えるために、社会保障、主に医療・介護・年金などが限界に達し、社会全体に負の影響がもたらされると考えられています。

国は、人生百年時代に対応した生涯現役社会の実現を目指し、子どもから若者、子育て世代、現役世代及び高齢者まで全ての世代が安心できる社会保障の基盤を構築する必要があるとしております。

社会保障費の問題に関し、基本的に国の政策にかかわる部分が多く、直接的に町独自で対応できるものは限定的なものと捉えております。

このような中、当町においても青函トンネル工事終焉後の急激な過疎化と少子・高齢化が進行しており、社会福祉施設などにおける人手不足等が深刻な問題となっております。

人生百年時代にあつて、高齢者の方々は以前に比べて年齢的に元気になっており、10年前に比べて10歳若くなっているとも言われております。

町では、こうした状況を踏まえ、生涯現役、生涯活躍社会を前提に高齢者でも福祉や医療などの支え手になれるような体制の構築を模索してまいります。

令和7年度から始まる第4期福島町地域福祉計画を策定中ではありますが、当計画の基本方針である「一人ひとりが笑顔でつくる 健康福祉」、「地域の支え合いでつくる 協働福祉」、「思いやりの心でつくる 安心福祉」の実現を図ることで、全ての世代が安心して住み続けられる社会を目指してまいります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

人口減少及び少子高齢化問題を考えるとき、若い人にどれだけ地域に残ってもらえるかが重要な課題であると認識しております。

その一つの方策として、地域のよいところや課題を知り、改善点や施策を提言する「地域課題探求学習」を多く取り入れるよう、各学校にお願いしてまいりました。

養殖コンブ作業の見学、田植えや四ヶ散米行列の体験、そして先だって行われた中高生議会の取り組みなど、小・中・高校と地域課題探求学習が定着してきたように感じております。

今後とも、「自分の生まれた福島町を大切に思い、地域のために頑張りたい」と思う児童生徒を増やしていきたいと考えております。

また、高校の閉校が人口流出を加速させる心配もありましたが、生徒の全国募集や青少年交流センターの整備などにより、安定した学校運営の見通しが立ってまいりました。

福島商業高校は、地域の担い手を輩出する教育機関として必要であると考えておりますので、引き続き高校の魅力化に努力してまいります。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

まず、町長の方から再質問させていただきたいと思います。

11月末で福島町の人口は3,388人、2人に1人は65歳以上、3人に1人が75歳以上の現状で、依然として少子化は止まらない状況にあります。

国においても50年連続で出生率が低下している現状の中で、日本の未来、それから社会に対しては強い不安を感じるのは福島町ばかりではないと思っております。

例えば介護関係で考えると、国もさまざまな対策を打ち出しておりますけど3点ほど意見を述べさせていただきます。

1点目として、公費負担の見直しは3年に1回介護報酬の介護保険法の改正があります。これは低所得者の負担軽減を考慮して行っております。22年度は75歳以上であっても一定の収入があれば、それに見合った負担割合を多くしております。

若い世代は貯蓄も少なく、教育費、住居費が掛かります。そのほかにも色々支出が掛かっておりますけ

ども、公費負担を軽くしたとしても、この若い世代に対する公平性を図るとしてはおりますけども、今後その負担はどうなるのかと。決して軽くはなっていないような現実を感じております。社会保障また主に医療介護年金など、高齢者が多くなればそれだけ支える人口、若い人達の負担も多くなるという感じで考えております。そのなかで、国はこのような考え方でいいのかなという考えも持ちます。これは国の考え方ですよ。

2点として、医療介護人材の確保に向けてですけども、現在は重労働・低賃金という風に言われている理由から慢性的な人材不足が発生しております。それに対して基本的な賃金アップをはじめ、子育てしながら働き続ける環境や人材育成、それからキャリアアップ制度の整備、そして、それらの助成金補助金の拡充とか介護ロボット、ICTの技術によって、介護する方々の身体的な負担の軽減とか事務処理の負担の軽減とかそういうものが進められておりますけども、肝心要の介護職に対する理解、それから関心を高める対策、それから仕事の魅力というものがこの情報発信されていないような気がいたします。

また、地方の介護施設の現状を国はこのたびの訪問介護報酬の値下げなどに見られるように、地方の介護施設の現状を国自体はよく理解していないんじゃないのかなという気がいたします。

それはなぜかという、地方と都市部との環境の格差だと思うんです。都市部みたくまとまった施設の中で訪問介護ができるところと、田舎みたく1キロも2キロも30分も40分もかけて1件1件回って歩く訪問介護とは経費の掛かり方が違うわけですよ。そういう情報を国はどういう風にとっているのか、数字的に丸めているからこういう介護報酬を下げるというような状況が発生していると思うんです。

その結果どうでしょうか。これはもう介護施設かなり閉鎖している所がこの秋までに結構増えているというような状況が、ちょっと話しずれましたけども増えております。当町としても、これらを検証する必要性を私は感じております。

3点目として、地域包括ケアシステムの構築について。重度介護の方々に、病院ではなくて住み慣れた地域で人生の最後を自分らしく生きていってほしいという観点から、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体となったケアシステムを国は考えておるようなんですけども、これもやはり視点が都市部にあるような気がいたします。地方にあっては、こんな甘いものじゃないと私は思っております。

町長ご答弁にあるように、せつかくこれから令和7年度から始まる第4期福島町地域福祉計画策定を今取り組んでおられるわけですから、国の今言った介護事業だけでもこのような問題点が私は国に対して言いたいと思います。

けれども、国に対して言うということは、それなりにルートを使って言わなきゃなんないでしょうから、町長の頭にしっかり入れておいていただきたいなと思うのと同時に、この策定をするにあたって、やはり国は国としても、やはり福島町は福島町の独自の策定というものを是非考えながら、この一人ひとりが笑顔でつくる健康福祉、地域の支え合いでつくる協働福祉、思いやりのある安心福祉、というものを町民の理解と周知のもとでつくってってもらいたいと思いますけれども、どのような町民に周知をしながらこれらのものを進めていくのか。おそらく、高齢の方々は今後の生活というものに対してもかなり不安を持ちながら進めていくと思いますけども、まずそこら辺を地域福祉計画策定に向けての町民への周知理解に対する考え方というか、取り組み方についてお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ちょっと多岐にわたっていますので、回答漏れがありましたら指摘をいただきたいなと思っています。

1点目の介護保険料含めてのお話しなのかなという気がします。今、我々としては介護保険料についてはこれまでも国の制度の中である程度町としての料金を決めさせていただいてきた経緯がございます。

どうしても、やはりこの手のやつは国の基本方針があって我々がそこに独自の計画をつくるということになりますので、国の基本的なところを逸脱して町が自由勝手にできるかという、少し難しい点があるのかな。やはり制度の中で泳ぐしかないというのが常でありますので、そういったなかで今回、我々もですね議員おっしゃるとおり高齢者の方々がなかなか年金なり色んなものが上がらなく反対に下がるような状況のなかで、少しでも負担を下げるという形のなかで介護保険料についてもここ3期ぐらい同じ料金で今回推移をさせていただきました。

これまでは福島町どうしてもやはり医療費が高い、医療費と言いますか色んな形の中で病院にかかった

り色々する状況の中でこれまで推移をしてきましたので、国民健康保険だったり介護保険料の関係が比較的管内の中でも高く推移してきたのかなという気がします。

ただ私はですね、やはりこの福祉計画の中でも謳わしていただきましたけども、この文言については、私が福祉担当の時につくったやつをそのまま踏襲させていただいているのかなという風に思っています。あの時、国のモデル事業に私手を挙げて、その中で全国の先進的な市町村と肩を並べるような形でつくらせていただきました。その時に、本来であればこういった福祉計画そのものは業者さんに結構丸投げしてつくるのが多いんですけども、我々はこの時に今でも思い出しますけども、全国を相手にする業者さんと喧々諤々やって、我々はその金太郎飴みたいなのを作りたいくないんだと。やはり、しっかりとした福島にあった計画をつくりたいということで、こういう文言も含めて謳わせていただいたというのが今でも鮮明に覚えておりますので、できればこの計画に沿ったなかで、しっかりやはり地域の住民の思いに寄り添った福祉計画をつくって、やはり住み慣れた所で長く暮らす人がたぶんその人の幸せになるのではないのかなと思っていますし、やはり、何回も議会の中でもお話しさせていただきますけど、やはりどうしても体が弱くなったり、介護を必要としますと都会に1回娘さんの所に行くとか息子さんの所に行きますけども、結果的にやはり生まれ育って多少不便でもそこで最後を終わりたいという方が結構いらっしゃるんですね。そういった人のためにも我々はしっかりそういった方向を取っていければなどという風に思っているところであります。

そして、2点目の人材確保については、本当に色々な形で今問題になっておりますけども、私はやはり常々、少子化は一地方の問題ではなくて、国家存亡に関わる問題だということで国の方に行った時に、辛口とは言いませんけども結構そういうことを言わせていただきます。

やはり、全体的に国が出生率をどうするかということを根本的に考えていかないと、我々一地方がいくら色々な手立てをしても限界がございます。そういった中でも我々としてやれることは一生懸命やりますけども、やはり国が本当に国家の存亡をかけて本当に少子化対策をしないと難しいんだと思いますし、先進事例としてよくお話しさせていただきますけど、北欧だったりフランスなどはこういったものに対して国家としてしっかり骨太の方針を持ってやっていることが今出生率の増加に繋がっていますので、そのところについてはこれからもしっかり国の方をお願いをしたいなと思っています。

ただ、そうは言っても、地域の中で介護人材なり足りないという状況の中で、我々としては今色々な手法を用いて、できれば地元でやはりきっちりと対応できればいいですが、そこが対応しきれないところについては外から人を呼ぶようなところに町として応援をさせていただくということもさせていただいていますので、そのところについてはしっかり、各団体、業者も含めて、そういったところと連携をして、将来的に介護の手当てをできないような事のないように、しっかりやっていきたいなという風に思っているところであります。

それと3番目の包括支援センターについては、これまでもお話しをさせていただいておりますけども、うちの保健師を中心に結構現場の方々と月1回程度のコンセンサスを取らせていただいておりますし、そういう連携の中で今町として何が課題なのか、何が問題なのかということの整理をさせていただいて、解決策を繕っていただくような形を取らせていただいておりますので、これからもしっかりとまずは現場の声をしっかり我々行政として受け詰めて、今何が必要なのか、何の予算が必要なのかということのしっかり整理をしながら、これから対応していきたいという風に思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

ありがとうございます。

1点目、2点目、3点目という風に別に細かくお答えにならなくても良かったのかなと思います。

第4期の地域福祉計画、これは町民をどう絡めて策定していくのかというのが、この質問の主旨でございまして、長々と質問したので、それに親切ご丁寧に答弁いただいたのかなと思っております。

この町長の最初の答弁の中で、人生百年時代についてというのがありまして、年齢に関わらず社会の中で活躍し続けることは、健康寿命や資産の寿命の延伸というものにもかかってきて、高齢期の暮らし方は大変重要なものになってくると思います。この百年にあたって。

また、社会にとっても元気に活躍し続ける高齢者が増えるか、その自宅に閉じこもりがちな高齢者が増

えるかでは、福島町の未来は未来社会の様相がかなり変わってくるような気がいたします。

なるべくなら後者の自宅に引きこもらないような高齢者を作っていかなきゃなんないわけなんですけども、町長の答弁では10年前の高齢者と比べると、体力的にも非常に若返ってきているということなので、是非、社会の中でも活躍できる高齢者がいるようなことを確認しつつ、いってもらいたいと思うんです。

なるべく地域社会の中で活躍できる高齢者を、貴重な社会資源と思って私はいるんですけど、そのような方を喪失させないような考えは必要だと思います。

このことについて地域社会なり企業なり個人、高齢者の働く環境的なものを考えた時に、地域社会にあってはやはり社会の活力を維持して支えのバランスの安定化を図るためには、この働ける高齢者という方は労働者であり消費者であり納税者でなければ駄目なんですよね。そういう方を一人でも増やさないことには地域社会としてやはり厳しいものが出てくるんじゃないかなとこの様に思います。

企業としても高齢者を人手不足が深刻化しているなかで、高齢者の方を使えばいいというものでも私は無いと思います。正直なところ。やはり、その高齢者の方にあった仕事を見つけることも企業としては大変なんですよね。だから、そういうようなことも考えていかなければならない。

また、高齢者にしてみれば、人生百年時代に向けて、かなり働きたいという気持ちはあるかもしれませんが、働きたい、それから将来の健康的な面、それから一番大事なのは生活費の面、こういうものが枯渇してしまわないかということがやはり高齢者の働いていくうえでの不安要素にもなってくる。このような3点を考えた時に、地域社会として高齢者にふさわしい仕事の活躍機会がまず全体的に少ないと。

それから、企業にしてみれば、高齢者にふさわしい仕事が見つからないというような事を踏まえて、今後この人生百年時代というものを当町も先ほど言ったように、この福祉計画を策定にあたってポイントを押さえながら進めていかなければならないと思うんです。そうであれば、この地域課題に向けた考え方というのは、やはり3者がそれぞれ考えてもどうにもならないことだと思うんです。そこに自治体というか福島町なりが入ってリーダーシップ取りながら、ある程度道筋を作りながら、この3者の共通点を見出して進めていく必要性が一番手取り早い考え方でないのかなと思うんです。

それをすることによって、やはりこの活力というか高齢者の方々に入ってもらった地域社会づくりという活力が私はできると思うんですけども、その人生百年に向けての高齢者の方々の生きがいとか仕事の進め方等も色々あるでしょうけども、町長のイメージされている人生百年の活躍する人生百年時代に向けての活躍する高齢者の方々の生活はこうあるべきだみたいな実態があったら、今ここで教えていただきたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

人生百年を迎えて、我々がどこで人生の中でそれぞれの役割を担っていくかということなんだろうと思うんですよね。やはり昔と違って、高齢者もですね私が役場入った頃は、60というのはもうお年寄りの世界に入っていくんだという概念だったと思うんですね。今は70になっても全然現役でいる方がいっぱいいますので、そういったことを考えると10年の幅がこの我々4、50年の間でも意識として変わってきていますので、じゃあその方々をどうこの社会の中で働いていただくかと。ただ、そのところは少し難しいなと思っているのが二つありまして、都会から比べると田舎はなかなか高齢者が働きやすい環境にあるかということ、なかなか難しい。

あともう一点は、この福島町が抱える特別な課題として青函トンネル工事で従事した方々が相当いらっしゃると思いますので、そこが少し何て言いますか、表現としては難しいんですけども、なかなか高齢者の方々が「はい、わかりました」という感じで地域に入ってくれるかということ、ちょっと厳しい問題があるのかな。だから、ちょっと福島の場合、ほかの町とまた違った独特なものがあるので、これをどう我々としてそういった方々に役割を担っていただくかということは、これから本当にしっかり制度なり色んな形を構築していかなければならないのではないかなという風に思っています。

それで、福祉計画の中で私は3つのことといいますか、自分のそのまちづくりの一番のトップの中に、一人ひとりの健康がまちを元気にするというスローガンを常に掲げさせていただいております。

それは取りも直さず、やはりいつまでも70になっても80になっても元気であることが、結果として

町のお世話になることは少ないんだという風に思っていますし、当然、先ほど言いました介護だったり医療費だったりという町から出て行く国から出る支出が当然少なくなる分、地域にご迷惑かけるといいますか、そういったものが少なくなるので、まちがその分だけ余力があって若い人に投下だったり子育ての方々に投下するという予算を割けるという思いでつくらせていただきました。

それで、まずは地域その中で続いて言わせていただいているのが、地域が支え合いでつくる協働福祉というのがまさに高齢者にあっても自分のところに役割が回ってきたら、しっかりその役割を担っていく。

やはり、高齢者の方は若い人と同じ働き方というのが多分無理だと思うんですよね。だからやはり、若い人が一人でやる分を高齢者が2人で3人で賄っていくという制度が何かできないのかなという風に気がしております。例えば、介護の職場でも若い人だったら1人で8時間賄えるところを、例えば2人で4時間・4時間という交代制でやっていくとか、そういったシフトを組むことによってそこに入りやすい仕組みを作っていくという形がいいんだと思いますし、また、そこに何ていいますか、高齢者がてらいなく入れる環境を私達は作る必要があるんだと思うんですよね。

特に福島は産業が水産であります。どっちかという、前もお話ししましたが漁業者というのは結構そういうことを良しとしないこれまで生き方をしてきたというか、なかなか何で俺がそういう所に入っていかなきゃないんだという方々が結構いると思うんですよね。

意外と農業って佐藤さんも農業ですが、農業の方々というのはその町は農業は作り育てる方を主力として生業していますので、あまりそういったことに苦にならないです。

漁師さんはどちらかという一攫千金を狙ってきた世界の方々ですので、なかなかそこは難しいところがあるんだと思ってまして、我々そこを何とか打破して、これからそういうことを言わずにしっかりこれから将来自分も世話になることを自分がやるうちは元気でやっていくということを声掛けしていかなきゃないし、またそこに色んな形で例えば社会福祉協議会でも陽光園さんでもいいですけど、そういった所と連携して、じゃあどういった人にどういう風に働いていただくんだということを、しっかり連携をして窓口をつくっていく必要があるんだという風に思っていますので、まずそういったことを少し手掛けさせていたきたいなという風に思っています。

そのなかで、一人でも二人でも本当に元気な人がただ町をふらふら歩いているんじゃなくて、しっかり職場の中で役割を担っていただいて、本当に助かりますという声が聞こえるような社会になっていただければ有難いなと思ってございます。

そして、最後に書かせていただいている思いやりと心でつくる安心福祉というのは、やはり制度だと思うんです。やはり、きっちりとした制度があって、そういったものを見て町民の方々がそれだったら安心ですねというものが植え付けられるのかなと思うんです。やはりそういった制度をきちっと町としてこれから色んなものの中でつくり上げていくことが、やはり町民に安心感と心のより所を与えるのではないのかなという風に私など思っていますので、そういった本当に人の思いに寄り添ったような福祉事業を展開できれば、私は町民にとって一番いいのではないかなと思っていますので、是非、今日いただいた意見なども含めて、しっかりこの計画の中で町民が安心できるような人生安心して百年を送れるような社会構築ができるようなシステムを、なんとか皆さんの力・工夫を頂きながらこれからつくっていききたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 12時02分）

（再開 12時57分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

先ほどは町長のご答弁ありがとうございました。

昨日の北海道新聞に「暮らし」という所に、ちょうどシニア就労の基本ということで、人生百年に向けて高齢者が働く意義というものが記事に載っておりましたので、これも地域福祉計画策定にあたって参考にしていただければなとこの様に思います。6点ほどに分けて述べられておりました。答弁は結構でございます。

それで、教育長に再質問させていただきます。

若い人にどれだけ地域に残ってもらえるかが重要な課題と。それから、自分が生まれた福島町を大切に思い、地域のために頑張る生徒を増やす。高校にあつては地域の担い手を輩出する教育機関として必要だという風に述べられておりました。

私もできればそのようなことを主軸において継続していただければ有難いなどこのように思っております。人口減少について、この間読んだ本の中に極端なものの考え方をする学者さんがおまして、それをちょっと述べさせていただきますけども、人口減少そのものは天変地異ではなくて、自然過程であると。それで、環境収容能力を超えた人口膨張に対して、人類が生き延びるためには無意識的に選択している収斂的な行動である。地球環境が持続可能な状態になるまでは、人口減少するのは自然現象で合理的なことだと考えているというような風に、私から言わせればこんなふざけた学者さんが言っているもので到底納得できるものではないですけども、その学者さんの後段の中にこのようなこともまた書いております。

こんなことを考えると、若者が都市部に吸い込まれることは自然現象であると。このようにも書いておるんですね。この若い人達が都市部に吸い込まれるということについて、教育長の考えを聞いてみたいなと思います。ちょっと前段の文章はどうにもじっくりこないわけなんですけども、18歳まで自分の進みたい道を選び取る力、それから、あるいはそれが決まっても、18歳ぐらいの時点で自分が進みたい道を選び取る力、これを是非、教育で教育委員会というか教育内容で対応していくべきじゃないのかなというお願いというか、一般質問ですからお願いというのはおかしいわけで、提案という形で述べさせていただきますけども、是非、最善のこれが選択技でないのかなと。なぜなら、自己決定能力がやはり無いと、なんとなく都市部というか東京ですよ、日本でいうと。今朝の国会の話しを聞いていると、石破総理は札幌が集中しているからほかの市町村は人口が減っているんだという風な言い方をしていますけど、日本全国的に考えると、やはり東京に一極集中している。だから何の目的もない場合は、東京の方にどちらかという吸い寄せられていく傾向にあるんじゃないかなと思うんです。ですからその18歳ぐらいになるまでに、やはりきちっと自分の進みたい道を選び取る力を是非教育関係で対応していくべきじゃないのかなと、このように思います。

自己決定能力を身に付けても、この福島町自体に魅力がなければ、やはり若い人達は一旦出て行っても戻ってこないと思いますよね。だから、この自己決定能力を付けることと、それから町で魅力のあるまちづくりをする。これは車の両輪と一緒にあって、どちらかが欠けても若い人達は私は戻ってこない、このように思います。

それからよく言うように、戻って来ても仕事がないという風に言われますけども、確かに物理的な仕事はないにしても、その仕事がないと言う方々の考えというのは、自分に合った仕事がないということじゃないのかなと思うんです。それもありかなと思うんですよ。

だから、じゃあ自分に合った仕事があったとしても、それで食べて行けるのかということなんです。そこら辺もやはり考えていかなきゃなんないと、これも重要な点だと思うんですね。

それで、とりあえず東京に行けば仕事が見つかる可能性があると思って行く方もいるわけですよ。その自分の進みたい道が明確になっていない場合は、とりあえず東京に行って何か食を探すと、それなりに仕事が就けるんじゃないかと。ほとんど幻想にすぎないと私は思うんですけども、その一方、その方々のとりあえず東京に行けば夢があるという幻想を抱いていくというのは失礼な言い方になってしまうかもしれませんが、逆に言うと地方には夢がないということにも繋がると思うんです。

そういうことで、東京に行って働いている人、就いている人、そこで生計を立てている人を否定するわけじゃないですけども、そういう事も考えられるので、そこら辺の18歳時点までにその教育に対して自分の進みたい道がある程度選び取る力をつけさせるための教育内容というのは今後検討できないか、また、私の考え方に対して何か意見をいただきたいと思うので、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ありがとうございます。本当に私もそのように思っておりまして、都会に出て行く方もいらっしゃるんですけど、今我々も福島商業高校の全国募集をやって、都会から田舎に来るというのを実際我々今体験しているところであります。

やはり議員おっしゃるように、福島に来たいその魅力というか、来る理由をやはり我々はつくっていかないと駄目なんだろうなという風に思っておりまして、今般、転校生も来たりして、何で来たのかなと思ったら都会で疲れて、こういうのんびりしたところで自分の学びをしたいという方もいらっしゃるわけですね、まさにその都会に出たい人もいるし、戻ってきたい人も田舎で暮らしたいという人もいるので、そこを我々はマッチングしていかないと駄目なんだろうなという風に思っています。

おっしゃるように、本当に自己決定能力という力をつけてあげるのは我々の役目なんだろうなという風に思っています。

それで、先般の中高議会ではないですけども、地域の問題について深く考えて、自分達なりに改善策というかこうやってみたらどうだろうとかという風な考えを持つことが、そういう決定能力というか自己肯定感にも繋がっていくのかなという風に思っているところなんです。

先般、中高生議会に出た働き口がないアルバイト先がないんだという女子生徒5人と後日話す機会がありまして、あの問題について詳しく話したんですけど、例えば夏のコンプは一時のバイトで通年ではなくて、すごく大変だったけどお金ももらえて喜んでもらえて嬉しかったんだけど、通年じゃないんだという風なことが課題だったんですね。

それで、そのあと僕、社会福祉協議会、スマイルさん、陽光園さんに電話して通年で働けませんかという事を聞いたら、なかなか高校生は難しいという風な答えもあったりして、働く意欲とか地域に貢献したい意欲というのが、ここ福島に来て、とっても生徒達は芽生えたんだと思います。だから、都会から来る生徒もそうですけど、福島町の子ども達にもそういう思いを持ってもらって、答弁書にも書かせていただきましたけど、福島のために頑張りたいというそういう地域のために頑張りたいというそういうお子さんを増やしていくことが、人口問題減少にも対策にもつながっていくと思っています。

ただ、やはり一番の課題はご飯を食べれる、稼げる仕事をつくるということがやはり一番大事なんだと思います。

本当に今先ほど町長の行政報告というか挨拶にもありましたけど、コンプで2億なんぼ増えましたと。だけど、あれ大変で、漁師さん大変で、なかなか手がいないとかという風な問題もあるかなと思います。だけど稼げるんだというのが分かれば、もしかしたら「やる」という人が出てくるかもしれません。土木業でも青函トンネル基地があった福島町ですから盛んですよね。だから、そういう事業継承を会社でしていってもらえれば、働く雇用先があれば、何とか働いていくという雇用先をつくっていくというのも、これから我々に課された命題なんだろうなという風に思っています。

そのためにも、繰り返しになりますけど、地域課題探求学習というか、福島のことをちゃんと調べて考えて福島役に立ちたいという子どもを増やすことが僕は一番かなという風に思っています。

ちなみに今年の、ちょっと話しはズレるんですけど、広報ふくしま6月号なんですけれども、4月末時点の人口の動きがありました。ご承知のとおり、毎年、毎月減少していった3,380人ということなんですけども、6月の広報に4月末の人口動態がプラス37人、36世帯ということで4月末に37人増えている。つまり、人口の1パーセント増えているんですよ。それはやはり外から来た高校生だったり、転勤した人もいますけど、そういうことを今から去年あたりから始めているんですけど、小さいことなんですけど、動き始めなければ、何もしなければ進みませんので、我々としては本当に少しのことなんですけども積み上げていきたいなと。それで、なんとか福島の活気をなんとかもたらしなければなという風な思いで仕事をさせていただいております。答えになっていないかもしれませんが、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

ありがとうございます。

やはり、アルバイトから延長してその地域に止まるという意味をやはり強く持っていただけるような、その対応というかそういうものは私今の方々には必要なと思うんですね。ともすれば、今はテレビとかそういうもので都会のやはり華やかなネオンの中でわいわい騒いでいる子ども達の様子を見ると、やはりこの田舎に居て、子ども達としては行ってみたいという気持ちは分からないでもないと思います。出るのはいいでしょう1回ね。でも、じゃあ戻ってくる方々をどのように受け止めるかというと、まず仕事。仕事がやはりないと来ませんよね。その仕事も来る子ども達に合った仕事、やりたい仕事、そういうものもきちっとやはり準備する環境というか器づくりというか、そういうものも私は必要だと思うんです。

起業、起業と新しい仕事をたてるという風に言っても、なかなかこの時代には新しい仕事というのは出来なと思います。ですから、教育的な観点から言うと、やはり意識づけだけは、もう18歳になったらそれぞれ羽ばたくわけですから、そこら辺の意識づけというものを是非、強く持たせるような教育環境をつくっていただきたいと思うんです。きちっと私は将来こういう風にしたいんだというんじゃないで、今18歳の時点でできれば地元に戻ってきたい、地元に残るんだ、地元でこういうことをやりたいんだというものを、そういう子ども達の夢を叶えるような対応というのもこれからの人口減少にあって、一つの施策だと思うんですね。ですから、その基本となるのはやはり教育だと思うので、是非そこら辺を集中して希望する方々に合った仕事内容というものを、やはり検討していかなきゃなんないのかなと、一緒に考えていってやらなきゃなんないのかなと。その次にくるのは仕事の理想ばかりでは腹いっぱいにはなりませんから、食っていける仕事になるのかならないのかもアドバイスしていかなきゃなんない、こういう風に私は思うんですね。

それを辿って行くと、やはりその人口減少に歯止めをかける。ひいては社会保障費問題にもそれなりの対応ができていく。これは行政も教育機関も一体となって、町民と一体となって本当にこの地域福祉計画を策定する段階では私は必要だと思うので、そこら辺も答えはいただいて、先ほどご答弁いただいた内容で同じなんですけども、もし付け加えるようでしたら、また再度ご答弁いただければと思います。これで質問を終わります。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

ありがとうございます。

最近の私の座右の銘が「教育と仕事」というテーマで仕事をさせていただいております。本当にこれから福島にはそこが一番大事なという風に私も思っております。

繰り返しになりますけど、その地域課題学習とか、今年なぜコンブやってもらったり黒米やってもらったりしたかという、やはりその福島のコンブ漁業を体験してもらいたかったんですよね。そうすると、何人かでももしかしたら残って稼げるんだったらやってみたいと思う人も出るかもしれないと思ったんです。それをやっぱり福島にどんな産業があって、どんな産業が稼げるのかというのはやはり我々も知っているようで知らないんだと思うんですよ。ですから、そういうのを中学生・高校生に体験してもらって少しでも福島のよさを知ってもらって、できればここに残ってもらいたいと、そういう取り組みは今後とも引き続きさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（溝部幸基）

それでは次に、6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

一般質問を朗読させていただきます。

有害鳥獣対策について。

2018年8月に起きた砂川市猟友会支部長のヒグマ駆除に伴う高裁判決の結果、北海道猟友会は自治体や警察との連携が不十分な場合、出動を拒否するよう決定し各支部に通知するとしている。出動した際の発砲の条件や態勢について3者で事前に協議するよう注意を促す内容も盛り込むと報道にはある。

当町の有害鳥獣駆除従事者が所属する道猟友会松前支部とこの通知に対しての協議の場が持たれたのかどうか伺います。

また、有害鳥獣駆除従事者となるには猟友会への加入、狩猟団体からの推薦など一定の条件があるものの、すぐに駆除従事者になれるわけでもなく、鳥獣駆除に興味のある人材の掘り起しとその人材を育てる

指導体制も必要だと考える。

先月の補正予算のような福島町有害鳥獣駆除会に任せきりではなく、どれくらいの期間、経験で有害鳥獣駆除従事者として委嘱できるのかきちんとした担い手制度が必要ではないか。

今後の有害鳥獣駆除の在り方を考えれば支援政策や財源確保も必要であり、当町の鳥獣被害防止計画は見直されているのか伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

木村議員のご質問にお答えいたします。

町では、ヒグマやエゾシカ等の有害鳥獣対策に関し、地元猟友会と連携を図り、これまで様々な被害防止対策を行っております。そのような中、今年度から運用を開始した有害鳥獣減容化処理施設が順調に稼働し、その効果として有害鳥獣の捕獲数増加やハンターの負担軽減などが図られております。

1点目の猟友会松前支部との協議についてですが、先般、今後の対応について猟友会松前支部長と産業課が協議をしており、有害鳥獣に対する捕獲活動は継続して行っていく旨の回答をいただいております。

ただし、市街地等に出没した緊急事案については、警察署や行政からの発砲依頼があってもハンターの判断により発砲の可否をすることで確認しております。

また、12月末には、松前町及び猟友会松前支部役員並びに松前警察署と協議の場を設け、それぞれの役割を明確にし、住民の生命を守る行動を最優先に協議することとしております。

2点目の人材の掘起しとその人材を育てる指導体制についてですが、まず、ハンターとして委嘱するためには、猟友会に所属した後、福島町有害鳥獣駆除会に加入した方へ委嘱することとなっております。現在、当町では3名のハンターに加え、新たに1名の方が猟友会の会員となっております。

当町では、新たな人材を発掘するための制度として、人材育成事業を創設しており、その新たな会員の方には、現在、独り立ちすべく研修を受けていただいております。

3点目の鳥獣被害防止計画の見直しについてですが、国の鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づき、当町においても鳥獣被害防止計画を策定し、3年に一度見直しております。見直しにあたっては、既存の取組みのほか新たな取組方針を掲げ、対象鳥獣の捕獲活動を実施するとともに、緊急時に迅速な出動ができるよう関係機関との連携体制を確立しております。

また、当計画は令和5年度に整備した「有害鳥獣減容化処理施設」など国庫補助金を活用するうえでも重要な計画となっております。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

まずは1点目の、市街地でヒグマが出没した際の緊急事態にどう対応するのかということになります。近年、当町でも令和3年の秋に宮歌の加工場でヒグマがスルメを食べているという事案が発生いたしました。一步間違えば発砲するような場面ももしかしたら出てきたかもしれません。今回、猟友会の方からこういった通知が来たということで、もしかしたら今までこういう緊急事案に際しての協議の場というのは持たれていなかったのかもしれませんが。

緊急事案に際しては、現在これ以上の体制というのはなかなか考えられない状況がありますので、今この12月末の3者の協議に際しては、緊急事案で発砲するハンター1人の責任にならないような協議をしてもらいたいと思うんですけども、その点について意見をいただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今般の事案については全道的な問題として今新聞報道等も色々されてございますけども、そういった中であって、実は私、先日ハンターの代表をやられている道下さんと一時間ほど町長室で色々お話しさせていただきました。そして、その問題になっている事例も裁判の記録をちょっと読ませていただきましたけども、ちょっと新聞報道なり色々我々が耳にしているものとちょっと違うのかなというのが少しありまし

て、中身を見ると何か組織のいざこざが引き金になって少し大きく取り上げられたのかなという気がしていますので、そこところは冷静に判断をする必要があるのかなと思います。

ただ、今議員おっしゃるとおり、緊急的な事案についてはこれまでも何度か我々も猟友会の方々と色々相談をしながら対応をしてきたところでありまして、また、色んな事案があった時は先ほど答弁にもありましたとおり、猟友会と行政がしっかりとどう対応するかということをまず整理をして、そこから事にあたるということを我々常々猟友会の方々の協力を得ながら対応してございますので、今般もそういった問題になった事例を一つの反省として、我々そういう事のないように、しっかりやはり対応していきたいと思っておりますし、また、幸いうちの方のハンターさんはベテランの方もおりまして、しっかりとした物事の考えを持っていらっしゃる方でありまして、そういった方が中心になって今若い人の指導もおこなっていただいておりますので、我々としてなかなか危険物を扱うなかで、我々がどこまで関与できるかというのは難しい点もありますけれども、しっかりやはり免許を持った方の意思といいますか、そこを特にうちのハンターさんなんかはかなり固い考え方どちらかというと、きちっとした物事を考えて対応しているやに私その一時間話しをしていくなかで感じますし、常日頃その人とも付き合っていますので色々と感じるところはありますけれども、そういったなかで今後もしっかりと、万が一、町内でそういう事例があった場合は間違いおこすことのないような対応を連携しながら取って行きたい。そのように思っているところでもあります。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

私もその裁判の記録も少し見ましたけれども、確かに内部のいざこざみたいなのもあったにしても、現状の結果としてはやはり今の判決になってしまいました。

対処の方法としては、その時のケースバイケースになると思いますけれども、安心安全に被害のないような形で今後駆除にあたるような協議をしてきていただきたいなと思います。

次に、2点目の件についてになりますけれども、掘起しという風な表現させていただきました。でも、現在1名いるということでその方には頑張ってもらいたいと思う反面、もっとPRしてもいいのではないかなとそういう有害鳥獣駆除に対して興味を持つ人にPRしてもいいのではないかなと思うんです。

今の判例の取消のイメージが確かについて回りますけれども、本州なんか行きますとちょっと北海道と違って、農作物被害というのが凄く多いですね、福島とは違って。動物なんかクマとかシカとかよりもイノシシが凄く多くて、1人で100頭、150頭駆除して、経費なんか引いて200万ぐらい年収が副業でありましたよなんていう若い方のブログなんかネット上にはございます。

しかしながら、当町はそこまでいかない面もありますけれども、人材確保するといううえでは、いま当町に1人会計年度で鳥獣駆除員張りついていますけれども、今後3人5人と増えていくわけではありませんので、やはりある程度副業みたいな形で協力してもらえませんかという人材はつくっていかなくちゃいけないわけで、その点のPRみたいな形をもう少し増やしてもいいのではないかなと思うんですけれども、お伺いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

そこところはなかなか難しいといいますが、ものがものと言いますか、やはり拳銃扱うという概念のなかで、我々がじゃあ簡単に、例えば拳銃を取得して免許を取得して、そこにハンターになれるかという、なかなかここは難しい問題があるんだと思っています。

ただ、議員おっしゃるとおり、これからなかなか手のない中で、じゃあ我々がどう駆除していくんだということになると、やはり少し裾野を拡げて人材投与といいますが、お願いをしながら協力体制を仰いでいくというのは我々も認識をしているところでありますし、今日の新聞で確か木古内さんでしたかね、女性の方が旦那さんがハンターさんをやられて、今回免許を取得して、夫婦で協力をするんだというパターンもありますので、そこところは、やりようによっては色々アピールする。

また、他の町に比べて、うちは制度的に多分私充実しているんだという風に思っていますので、そこをもう少しPRするなりやっていけば、少し協力してくれる方もいらっしゃるのかなと。確かに議

員おっしゃるとおり、本州に行くと、本当にイノシシを特に友好町の長崎の方の松浦市なんか行くと、かなり職員の方でも獲られている方がいたり、我々から感じると少し広い視点の中でそういったものに携わる人がいらっしゃるのかなと。ただ、そこはちょっとまた頻度が違いますので、我々はまた違った観点でやる必要があるんだという風に思っていますので、取りも直さずそのところの今ハンターさん、今いるハンターさんも実は、今トップの方が私と同じ歳ですから、よく話しをしますとあと何年やれるんだという話しをすると、最近だいぶやはり以前から比べると、活動に負荷が掛かっているというお話しも聞いているので、そういったことを考えると、やはりしっかりと後継者をつくっていかなければ、なかなか難しいのかなと。

ただ、今般、新たな形で加わった方については、かなり体力的にも問題ありませんし、色んな形で意欲的な方だという風に私伺っていますので、まずはしっかりそういった先輩に就いて、まずは実践訓練をしていただいて、1人で活動できるようなことを一日も早くできるような体制を、我々としては応援していきたいと思います。

そういったなかでまた、その人に続くような方を1人でも2人でもつくれるような体制はしていく必要があると思いますので、議員おっしゃるとおり、もう少しPRと言いますかそういったものを広く周知をしながら、ハンターさんというのはどういう活動をして、例えば、報酬があるんだとか、そういうことまで少しもう少し広めていくことによって理解度が広がるというのもありなんだという風に思っていますので、そこはもう少し今回のやつを契機として、我々も担当課なり猟友会とも相談しながら、少し町民の方に周知する方法をこれから工夫していきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

どうしても単町だけで単町の被害を食い止めていかなきゃないという枠組みになってしまいますので、なかなか急激に増えないとは思いますが、それにしてもどんな業種でもそうですけども高齢化というのがやってきますので、少しPRしてみるのもいいのではないかなと思います。

今度は後段の担い手の制度の話になるんですけども、夏頃でしたかね、比較的若い方が狩猟免許も取って、銃の所持許可も取って、指導の教えも受けておったんですけども辞めてしまったという話しを伺いました。その時にどんなミスマッチがあったのかなと思ひまして、それでやはり教える側と教わる側の何か制度が必要なんじゃないかなと思っていました。そうしてましたら、11月にその指導育成の事業が駆除会の方でやるということで補正を組んだんですけども、それはそれでいいですが、そこまで行くんですたら今福島にあるその狩猟免許助成ありますね、有害鳥獣になるための免許。一方では、町の方では免許までは助成出しますよと。一方、習う方では有害駆除会の方にお任せしていますよという、この連携がいまいち見えないんですよ。だったら、一つの一連の中で1年2年のスパンでそういう資格を取って有害鳥獣駆除従事者になっていけるような制度にした方がいいのではないかなと思うんですけども、例えば、農業担い手のような形ですね。そういったケースにならないものかなと思うんですが、その点について伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

色んなケースがあるんだと思いますので、そのところの案件については私あまりくどくど喋りませんが、やはり色んな組織、先ほどの文化財の問題も同じですけども、すべてのものを行政が司るといいですか、やるってことはなかなか無理があるんだと思いますので、我々はその制度の中で財政支援なりそういったことはしっかりやっていきたい。

特にハンターさんの仕事というのはやはり特殊性があるんだと思っていますので、我々が口を出せるような範疇ではないんだと思うんですよ。やはりクマの命を鉄砲で撃つという行為そのものもそうですし、当然その鉄砲の引き金を引くということに対して色んな事が発生しますので、そういったところも含めると我々が行政ができるものというのがやはり限られるのかなと。やはりそこはしっかり猟友会という組織の中で育てていくなりそういったことをしていくのが、私は筋としていいのではないかなと。

やはり、全て行政が丸抱えで資金も制度も全部持つということは、ちょっとこの場合は私は無理がある

んではないのかなと。やはり、それぞれの役割の中で持ち分を持って協力して、全体統括していった方が私はいいのではないかなと。

特にこのハンターという特殊性のことを考えると、私はそういう考えの中で今の体制がベストだという風に思っていますので、もし、そのなかで例えばハンターさんの猟友会の方からもう少しこういうことをしてほしいとか、こういう制度があればいいというのがあれば、我々として協力体制はとれると思いますけれども、今のところそこを超えてトータルとして行政が裾野を何ていいますか、なり手の育てるところまでなかなか専門的な分野に突っ込んでいけるという範疇では私はないと思っていますので、今の体制がベストだという風に思っているところです。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

ハンターになるにしても、教わる側もどうしても副業みたいな形になってしまうので、専門的にご飯を食べていける職業ではありませんので、それが限界なのかなという風に聞こえました。

3点目の被害防止計画については再質問ありませんので、今回はこれで終わらせていただきます。

○議長（溝部幸基）

一般質問を終わります。

◎議案第26号 福島町定住促進住宅管理条例

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第26号 定住促進住宅管理条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

それでは、議案の5ページをお開きください。

議案第26号 福島町定住促進住宅管理条例。

福島町定住促進住宅管理条例を次のように定める。

令和6年12月17日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料でご説明させていただきます。

別冊2、議案説明資料の5ページをお開き願います。

1、制定の目的。

町では、子どもは地域の宝であるという理念の下、子育てを地域全体で支えるとともに子育て世帯の定住促進を目的に、子どもを安心して産み育てる住環境を整備するため、定住促進住宅の建設を進めております。

この度、定住促進住宅が完成し、令和7年4月から供用開始することに伴い、設置及び管理のための条例並びに規則を制定するものであります。

2、施設の概要。

（1）名称は、福島町定住促進住宅。

（2）位置は、福島町字三岳94番地3。

（3）構造等は、木造平屋建、延床面積83.51平方メートルとなっております。

3、条例の内容。

第1条は、条例制定の趣旨について。

第2条は、子育て世帯の定義について。

第3条は、施設の設置について。

第4条から第10条は、入居に係る手続きについて。

第11条から第16条は、家賃及び敷金について。

第17条から第22条は、入居に係る費用の負担及び禁止事項等について。

第23条から第25条は、退居に係る手続きについて。

第26条は、罰則について。

第27条は、規則への委任について。それぞれ規定しております。

4、施行期日。

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

6ページをお開き願います。

5、その他（関係規則）。

本条例の制定に伴い、施設の管理等について必要な事項を定める必要がございますので、施行規則案を制定するものでございます。

以上で、議案第26号 福島町定住促進住宅管理条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第26号は可決いたしました。

◎議案第27号 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第27号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の11ページをお開きください。

議案第27号 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年12月17日提出、福島町長。

制定の理由についてご説明いたしますので、説明資料の8ページをお願いいたします。

1、提案の理由。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。改正する条例は議案にあります4つの条例でございます。

2、条例の内容。

（1）第1条から第4条関係は、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものでございます。

次の（2）からは附則の関係です。

（2）罰則の適用等に関する経過措置についてですが、この条例の施行前にした処罰については、従前の例によるものとします。

（3）人の資格に関する経過措置について。

この条例の施行後においては、拘禁刑に処された者だけではなく、懲役、禁錮又は刑法等一部改正法による改正前の刑法における拘留に処された者も、資格制限等の対象とします。

（4）職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置について。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなします。

3、施行年月日。

令和7年6月1日から施行いたします。

なお、議案の11ページから14ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、議案第27号 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第27号は可決いたしました。

◎議案第 28 号 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第 8 議案第 28 号 町内会館管理条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の 15 ページをお開きください。

議案第 28 号 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例。

福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 月 17 日提出、福島町長。

改正の理由について説明いたしますので、説明資料の 9 ページをお開きください。

1、改正の理由。

町内会館等の再編計画に基づき施設の解体及び整備を進めておりますが、令和 6 年度中に解体及び整備が完了する町内会館の名称及び位置を変更するため、条例の一部改正を行うものです。

2、改正の内容。

令和 6 年 1 月 18 日に解体工事が完了した緑町母と子の家を削除し、令和 6 年 1 月 30 日までに整備が完了する白符町内会館の名称及び位置を改正するものです。

改正箇所は表のとおりとなっております。

3、施行期日。

令和 7 年 1 月 1 日から施行いたします。

なお、議案の 15 ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、議案第 28 号 福島町町内会館管理条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第 28 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第28号は可決いたしました。

◎議案第29号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第29号 特別職職員給与条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の17ページをお開きください。

議案第29号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月17日提出、福島町長。

改正の理由について説明いたしますので、説明資料の10ページをお願いいたします。

1、改正の理由。

令和6年8月8日の人事院勧告の内容は、一般職員の民間給与との較差を埋めるため給与水準の引き上げの改正として給料表の改定と期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げる等の勧告となっております。

当町の特別職の期末手当については、平成28年度より一般職と同じ支給月数に改正しております。

今般の人事院勧告により、一般職の期末・勤勉手当の支給月数を「4.50月」から「4.60月」に、特別職の期末手当についても「0.10月」引き上げ、年「4.60月」に引き上げる改正を行うものです。

2、改正の内容。

（1）第1条関係では、今年の4月1日に遡及適用するものですが、令和6年度の期末手当の支給率を改正するものです。

12月の支給月数を0.10月増やし、2.35月とし、年間4.60月とするものであります。

（2）第2条関係では、令和7年4月1日から適用するものですが、期末手当の支給率を年間の4.60月に変更ありませんが、6月を0.05月増とし、12月期を0.05月減とするものであります。

3、施行期日。

（1）公布の日から施行し、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行いたします。

（2）第1条の規定は、令和6年4月1日から適用します。

（3）改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなします。

なお、議案の17ページから18ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど確認をお願いいたします。

以上で、議案第29号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第29号は可決いたしました。

◎議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第30号 職員給与条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の19ページをお開きください。

議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月17日提出、福島町長。

改正の理由について説明いたしますので、説明資料の11ページをお開きください。

1、改正の理由。

先ほどの特別職の条例改正の説明と一部重複しますが、ご了承ください。

令和6年8月8日の人事院勧告の内容は、一般職員の民間給与との較差を埋めるため給与水準の引き上げの改正として給料表の改定と期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月、定年前再任用短時間職員が0.025月の引き上げ、また、寒冷地手当においても、民間の同種手当の支給額を踏まえ月額を11.3パーセント引き上げ、新たな気象データに基づき支給地域を改定する勧告がなされました。

国においては、11月29日に閣議で今年度の給与改定を人事院勧告どおり実施するものと決定しました。当町においては今年度の給与改定を当該勧告に準じて改正を行うものです。

2、改正の内容。

（1）第1条関係では、今年の4月1日に遡及適用するものですが、①給料表の改定については、大卒採用職員の初任給を2万3,800円、高卒採用職員の初任給を2万1,400円引き上げるとともに、概ね30歳台後半までの職員に重点を置き、号俸について所要の改定をします。

これによる平均改定率は、全体で3.0パーセントとなります。

②寒冷地手当の改定。

職員の寒冷地手当を月額11.3パーセント引上げ、世帯等の区分ごとに改定をします。

寒冷地手当の額については、表に記載のとおり、世帯区分毎にそれぞれ改定するものでございます。

③期末手当・勤勉手当の改定。

職員の期末・勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引上げ、4.5月を4.6月に改定します。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末・勤勉手当についても、支給月数をそれぞれ0.025月引上げ、2.35月を2.4月に改正し、国と同様に12月期とするものです。

12ページをお願いいたします。

表につきましては、先ほど説明した支給率を職員と定年前再任用短時間勤務職員毎に表で表したものでございます。

(2) 第2条関係では、令和7年4月1日から適用するものですが、①期末・勤勉手当の改定は、令和6年度では、12月期の期末・勤勉手当の支給月数を、職員についてはそれぞれ0.05月引上げ、定年前再任用短時間勤務職員についてはそれぞれ0.025月引上げますが、令和7年度以降は、6月期及び12月期の期末・勤勉手当支給月数が均等になるように配分します。

表については、アの職員、イの再任用職員の支給率について職員と定年前再任用短時間勤務職員毎に表で表したものでございます。

13ページをお願いいたします。

3、施行期日。

(1) 公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、令和6年4月1日から適用します。

(2) 第2条の規定は、令和7年4月1日から施行します。

(3) 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなします。

(4) 前各条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

なお、議案の19ページから25ページに条例の新旧対照表と改正後の給与表を掲載しておりますので、後ほど確認をお願いいたします。

以上で、議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第30号は可決いたしました。

◎議案第31号 第6次福島町総合計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第31号 第6次総合計画の変更を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

それでは、議案の２７ページをお開きください。

議案第３１号 第６次福島町総合計画の変更について。

第６次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第１１条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和６年１２月１７日提出、福島町長。

議案の２８ページから３６ページまでは、前期実施計画の変更前・変更後の新旧対照表となっております。

内容につきましては、議案説明資料でご説明させていただきます。

別冊２、議案説明資料の１４ページをお開き願います。

１、変更の目的。

令和６年度福島町議会定例会９月会議において議決された本計画について、令和６年度のローリング作業等に伴い変更が生じたため、第６次福島町総合計画前期実施計画の一部を変更するものであります。

２、前期実施計画の変更。

前期実施計画について、事業件数１０６件、総事業費４７億３，７１０万円となっているものに、新規事業４件、事業費７，２００万円を増額、変更の生じた１９事業に係る事業費を２，７４０万円増額し、総事業費を４８億３，６５０万円に変更するものでございます。

なお、財源の主な内訳は国・道支出金が３０万円の減額、地方債が１，０３０万円の増額、その他が４，５００万円の増額、一般財源が４，４４０万円の増額となっております。

（１）の総事業費等の変更についてですが、ただいまの説明を表にしたものでございます。

１５ページをお開きください。

（２）変更区分の概要についてですが、それぞれ変更理由毎に整理した内容となっております。

１６ページをお開きください。

（３）施策体系別の変更についてですが、こちらも基本方向の項目毎に整理した内容となっております。

１７ページをお開きください。

（４）の事業費等に変更が生じた事業についてご説明いたします。

事業名が産業振興資金貸付事業、令和５年度より水産加工業者の加工原魚購入費用の一時的な支援として貸付枠を増額しておりますが、令和７年度以降も貸付枠を維持するため、令和７年度以降の事業費が４，７７０万円の増額となっております。

次に、水産物供給基盤機能保全事業、北海道から福島漁港の機能保全事業に係る地元負担金の概算通知に伴い、令和７年度の事業費が６７０万円の増額となっております。

次に、吉岡漁港岸壁改良整備事業ですが、こちらも北海道からの吉岡漁港の改良整備事業に係る地元負担金の概算通知に伴い、令和７年度の事業費が１千万円の増額となっております。

次に、農業用施設整備事業ですが、農業用共同利用施設を新たに整備する予定としておりましたが、既存の施設を購入して活用する方法に事業内容を見直し、令和６年度の事業費が５００万円の増額、令和７年度の事業費が５千万円の減額となっております。

次に、青函トンネル記念館等屋外展示物解体撤去事業ですが、屋外展示物を解体し撤去する予定としておりましたが、撤去せずに維持管理する方法への事業内容を見直しにより、令和７年度の事業費が２千万円の減額となっております。

１８ページをお開き願います。

アニメツーリズム推進事業ですが、現在は女だけの相撲大会を題材としたアニメーション制作作業を進めているところでございますが、このアニメーションを活用した事業を展開するため、令和６年度から令和９年度までの４年間の事業費が１，９００万円の増額となっております。

次に、チャレンジスピリット応援事業ですが、令和６年度の助成見込に伴い令和６年度事業費が９００万円の増額となっております。

次に、教育用コンピュータ等整備事業ですが、総事業費に変更はございませんが、事業内容及び財源の見直しによる変更となっております。

次に、火葬施設機器更新事業ですが、機器更新計画の見直しにより令和７年度から令和９年度の事業費

が280万円の増額となっております。

次に、町営住宅長寿命化等事業ですが、令和8年度に予定しておりました長寿命化計画の策定を令和7年度への前倒しに伴い、令和7年度の事業費が400万円の増額、令和8年度の事業費が800万円の減額となっております。

19ページをお開き願います。

町道整備事業ですが、令和7年度に予定していた川原町汐見町線の整備事業を令和6年度の事業実施に見直し、令和6年度から令和7年度の事業費が260万円の減額となっております。

次に、橋梁長寿命化事業ですが、令和8年度に予定していた月崎2号団地1号橋補修設計業務を令和7年度に実施年度を見直し、令和7年度から令和8年度の事業費が390万円の減額となっております。

次に、防災・減災対策事業ですが、総事業費に変更はございませんが、防災対策関係計画等の変更に伴い、非常用電源設備の更新年次の見直しによる変更となっております。

次に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における津波避難緊急事業ですが、今年度実施している津波避難対策計画基礎調査に基づき、令和7年度に津波避難対策計画策定業務を追加し、避難路等の整備を令和8年度以降とする見直しに伴い、令和7年度の事業費が1,280万円の減額となっております。

次に、普通河川整備事業ですが、浜沢川外護岸補修工事の追加に伴い、令和6年度の事業費が800万円の増額となっております。

20ページをお開き願います。

高規格救急自動車更新事業ですが、物価高騰等の影響に伴い更新費用の増額が見込まれており、令和7年度の事業費が550万円の増額となっております。

次に、冬の生活支援事業ですが、総事業費に変更はございませんが財源の見直しによる変更となっております。

次に、情報系サーバ・業務用パソコン更新事業ですが、業務用PCの更新に伴い事業費が700万円の増額となっております。

最後に、町有財産管理事業ですが、総事業費に変更はございませんが、津波避難対策に伴う解体として事業実施年度の見直しによる変更となっております。

21ページをお開き願います。

(5) 新規に登載となった事業についてですが、このあと政策等調書・総合計画事業進行管理表により担当課長からご説明いたします。

この度の総合計画の変更につきましては、12月4日に開催された福島町総合計画審議会において、ただいまご説明した変更について承認いただいておりますことを申し添えます。

以上で、第6次福島町総合計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

政策等調書の補足説明を求めます。

水産加工業支援事業、地域経済緊急支援事業、24ページから27ページになります。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、24ページをお願いします。

事業計画名、水産加工業支援事業でございます。

当事業につきましては、定例会11月会議の一般会計補正予算で説明しておりますが、事業計画及び計画額に変更が生じたので、改めて説明させていただきます。

中段にある事業計画では、令和6年1月から10月までに原料を仕入れている業者を水産加工団体へ事前確認した際に、7社のうち5社が原料を仕入れているむね回答を得て予算積算していたところでございますが、定例会11月会議で予算を議決いただいたのちに各事業者へ支援金交付に係る関係書類を持参し、内容を説明したところ全ての事業者が原材料を仕入れていることが判明いたしました。このため、事業者が原料を仕入れている業者となり、予算に不足が生じたことから事業費を200万追加し、計画額を1,400万に変更するものでございます。予算積算するにあたって調査不足だったことをお詫びいたします。

次に、26ページ。

事業計画名、地域経済緊急支援事業でございます。

先ほども申しましたが、定例会 11 月会議で説明済みでございますので、説明を省略いたします。

以上で、産業課所管の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

消防救急デジタル無線更新事業、福島消防署冷房設備設置事業について、28 ページから 31 ページになります。

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

それでは、福島消防署所管の新規事業についてご説明いたします。

まず、28 ページの消防救急デジタル無線更新事業でございます。

現状の認識については、現在運用している消防救急デジタル無線設備は整備から約 10 年が経過し、今後部品供給がなされなくなってくるため、更新が必要となっているものでございます。

政策等の発生源は、消防救急デジタル無線機器を対象とし、機器更新により安定的な運用と管理を図るものでございます。

事業計画は、令和 7 年度にネットワーク構築のためのレイヤー 3 スイッチやルーター等を更新するもので、事業費は 550 万円、財源は一般財源となっております。

次に、30 ページをお開き願います。

事業計画名は、福島消防署冷房設備設置事業でございます。

現状の認識については、近年続いている猛暑により災害出動や訓練後の職員の体調維持が難しくなっており、安心安全な消防・救急活動を遂行するために冷房設備の設置が必要となっているものでございます。

政策等の発生源は、消防署庁舎内に冷房設備を設置することにより、職員の体調の維持管理を図るものでございます。

事業計画は、令和 7 年度に消防署庁舎に冷房設備を設置するもので、事業費は 1,600 万円、財源は一般財源となっております。

以上で、福島消防署所管の新規事業についての説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14 時 12 分）

（再開 14 時 23 分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑から始めます。

質疑ございませんか。

6 番木村隆議員。

○6 番（木村隆）

18 ページのアニメツーリズムについてお伺いします。

令和 6 年度で予算を取って、また来年から 3 年間事業展開したいということですが、具体的にどういうことなんでしょうか。2 話目、3 話目、4 話目みたいな形なのでしょうか。予算の中身というのをどういう風な考えなのか伺います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

アニメツーリズムのこの事業は 6 年から 7、8、9 と続いて、6 年度今年が今まさにアニメを制作中、これが第 1 話ということで準備中です。それで 7 年 8 年には第 2 話、第 3 話と続いて、3 話で完結するよ

うなイメージで3か年事業と。それでR 9、4か年目についてはそのアニメを基に福島町に来ていただく仕掛けをするという部分で300万積みせてもらっております。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

そしたらその最初のアニメ制作の段階で、最初から3話目でやりますという話しではなかったんですか。6年のスタートの時は1話目しか予算取らなかったわけですね。総合計画も6年しか取らなかったわけですね。その辺はどういう風にアニメ会社というのか、誰がその展開の主となっているのかちょっとわかりませんが、どういう風に考えたらいいでしょう。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

これはJALさんとの連携事業の中での取り組みなんですけど、まずアニメをつくるにあたってショートアニメということで20分もので制作するアニメになります。これが1話では完結しないという部分は最初からJALさんとそれに関係するアニメ制作者の方々とは協議しておりまして、2作目、3作目、3作までやるというねという部分で下交渉はしていたんですけど、やはり財源が伴うものですからしっかり道の補助とかをもらってという部分が、しっかり調整してからということですからまずは当初という部分でR6年に予算を盛らせてもらったという状況になります。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか質疑。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

28ページの政策等調書の部分で、消防救急デジタル無線更新事業ということでメーカー推奨では5年から10年というような形で今現在では10年経過しているというのになっているんですが、確認だけです。現状は今このデジタル無線使えるのか、使えていると思うんですけど、使えるのかその辺確認だけしておきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小鹿副町長。

○副町長（小鹿一彦）

これにつきましては本体のものがありまして、それはまだ使えますけども、今回そのレイヤースイッチこの部分を取替えると、また5年から10年延命できると。ただし、本体の方もおそらく10年来る前に更新、これはちょっともしかしたら何千万億くらい掛かる本体のそれも更新しなければなりませんけど、とりあえず今回はレイヤースイッチだけ取替えて延命するというような形でございます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

正直言いまして自治体のアニメ制作というのはあまり成功事例ありません。

やはり、1話目である程度事業展開してみても、何て言うんでしょうかね、うまく行くような形になったら2話目とか作ってみる方がいいのではないだろうか。例えば映画なんかもそうですけども、漫画で映画やって1話目大ヒットしたら2話目3話目ってなりますよね。そういった形の方がヒットもするかどうかわからないのに、もう最初から2話目3話目も作りますよというのは、ちょっと理解ができないというか、かたや観光協会のインスタなんかを見ますと、もう今月の6日の金曜日に東京コミコンという所でこのア

ニメの声優さん達をアイドルみたいな形にしてライブみたいなのをやっていますよね。だからそっちはそっちで走っちゃっているわけですよ。

だからそのアニメの在り方というのが、果たして完結させなきゃいけないものなのかどうなのか。まず1話目で観光協会と役場と色んなJALとかと連携した中でうまく行ったら2話目もいきましょうみたいな方がいいのではないかなと思うんですけども、伺います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

行政では成功事例ないということ言われましたけども、大体全国的にも行政でアニメを作っているという事例はあまり多くはないんだろうなという部分で私も調べております。

それで、アニメ1話目の作成20分ものなんですけど、ストーリー的には相撲なので団体戦で戦っていくという部分で、主人公側のチームが1度負けて、そこを這い上がっていくという部分は2話目という流れで今行っているものですから、最低でも2話は作っていかなくちゃいけないという部分で私達も想定して打合せしているところなんです。

それで、1話は今年度に来るんですけど、女相撲を前に皆さまにお披露目すると。そういうお披露目したのちにすぐ2話にかからないと年度内次のものができないという部分で、どう進むかは動いてみないという部分もあるんでしょうけども、まずは計画に乗せないと前に進めないということで3か年事業として乗せさせていただきました。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

先ほど副町長の説明の中で今回550万ということで、延命措置を図るということで今後コストとかもそうですけども将来にあたっての展望でも令和7年以降のあれが全く載っていないですね。

先ほど副町長の方では億掛かるかもわからないみたいなことは言っていましたけど、ここ13年度までにおいても何も載っていませんが、その辺はどのように考えているのか、その辺もお伺いしておきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦副町長。

○副町長（小鹿一彦）

この辺はですね松前も同じシステムを使っています、それで今回部品を交換することによって延命させてその間に色々新しいものを取替える更新の準備をしていくということで、現時点ではまだ前期計画ではなく、おそらく展望の方で事業は行われるんだと思いますけども、数字的なものはまだ出ていないので、ちょっと出てきていませんけどいずれ更新はしなくちゃいけないということです。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

先ほどのアニメの続きになるんですけども、結果的にアニメを作るだけということが確かに行政の予算で取るだけけれども、こういう風にその観光協会とかで声優の方をアイドルみたいな形でライブとかやっているわけですよね。そういう話というのは連携みたいな話しで来てないんですか。

あっちはあっちでアニメ福島で作ったから、こっちは観光協会は観光協会でこういう風なことをやりますという風なルートなんだろうかな。

なんかこう一体性がないというか、課長の方からもそういうアニメで全体的に盛り上げて行くんだという具体的な例でこういうのもやっていますよみたいなのが本当はあってもいいはずなのに、ただ3か年で作っていきますよみたいなことしか、これまでもずっと質問してきているんだけど、なんかそこしか見えてこないというのがあるんですよね。その辺どうなんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

当然、観光協会とは連携している事業であります。JALさんとの包括連携の中でやっている事業であり、私ども行政と観光協会一体となってやっているものです。

それで12月6日に観光協会が主催したんじゃなくて、東京で東京コミコンというイベントがあった中に観光協会さんも行っただけでアップされているのかなと思っております。

内容的には今後、アニメ作っただけじゃなくて福島町に来ていただける仕掛けを作るだとか、または関連する商品を作っていくだとか色んな部分は当然観光協会、JALさんともお話しして進めているところなんです。それで、アニメの具体的な中身というのはまだ製作段階なもので私どもも詳細の部分は出ていません。議員見ているとおり観光協会のホームページだったり町のホームページに載っている部分が今オープンになっている情報すべて私どもも承知している内容が全てということで、わかる事があればまたこういう場でお伝えしていきたいなとは思っております。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

作るということに関してはやむを得ないんでしょうけれども、そういったところも必要性ということの中で言ってもらわないと、ただ一方でアニメだけ作りますよみたいなことだけ言われても、必要なかなってはっきり言って思いますので、その辺も今後よろしくお願ひしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

そうですね、女だけの相撲大会令和6年度が30回大会ということで、そこを機に女相撲を中心として盛り上げていこうという部分からの発信なものですから、まずはしっかりと女相撲がそれに関連するイベント等をしっかり進めてまいりたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

町長いいですか。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

我々は基本的に町をPRする一つのツールとしてアニメという形で捉えて今いますので、そのなかで、せっかくJALさんと包括連携を結ばしていただきましたので、我々としてはJALさんは全国展開というか世界に通じる企業でありますので、できれば我々としてはJALさんの翼を借りて福島町をしっかりとPRするための一つのツールとして女だけの相撲大会をアニメで広めていきたい。

そのなかで当然これから福島町そのものを売り込むという形になろうと思っておりますので、そこは多分これからまた色んな形で進化していくことになろうかと思っておりますけども、今回はまずは計画登載をさせていただきたいということで、その中でまた色々これから予算査定等ありますので、その中でまたしっかり町の考えなりそういったものを知ら示していければなという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第31号は可決いたしました。

◎議案第32号 福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について

○議長(溝部幸基)

日程第12 議案第32号 福島町の区域内に新たに生じた土地の確認を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

それでは、議案の37ページをお願いします。

議案第32号 福島町の区域内に新たに生じた土地の確認について。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本町の区域内に新たに生じた次の土地を確認する。

令和6年12月17日提出、福島町長。

内容につきましては説明資料で説明いたしますので、32ページをお願いします。

1、提案の理由。

吉岡漁港機能保全工事に伴い、岸壁部分の拡幅による公有水面の埋立が竣工した旨の北海道知事からの通知により、地方自治法第9条の5第1項の規定により確認を提案するものであります。

2、区域内に新たに生じた土地。

福島町字館崎82番1、83番1、83番2、83番6、83番45、676番2地先の公有水面埋立地であります。

3、区域内に新たに生じた土地の面積。

埋立面積は、3,339.04平方メートルであります。

次のページをお願いします。

まずはじめに訂正をお願いします。

図面の右側、埋立区域A、A=411.70を「AをCに」訂正願います。

それでは、公有水面埋立竣工箇所図でございます。

赤で示している部分が埋立区域でございます。

真ん中の上段、埋立区域Aは加工場用地として埋立しているものであり、埋立面積が2,619.05平方メートルであります。

続きましてその下、埋立区域Bは護岸用地として埋立しているものであり、埋立面積が308.29平方メートルであります。

右側の埋立区域Cは護岸用地として埋立しているものであり、埋立面積が411.70平方メートルであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。
採決を行います。
議案第32号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第32号は可決いたしました。

◎議案第33号 福島町の字の区域の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第33号 福島町の字の区域変更を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、議案の37ページをお願いします。
議案第33号 福島町の字の区域の変更について。
地方自治法第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更する。
令和6年12月17日提出、福島町長。
内容につきましては説明資料で説明いたしますので、説明資料の34ページをお願いします。

1、提案の理由。

吉岡漁港機能保全工事に伴い、岸壁部分の拡幅による公有水面の埋立が竣功した旨の北海道知事からの通知により、地方自治法260条第1項の規定により、字の区域の変更を提案するものであります。

2、編入する公有水面埋立地及び面積。

福島町字館崎82番1、83番1、83番2、83番6、83番45、676番2地先の公有水面埋立地であります。面積は3,339.04平方メートルでございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。
説明員との意見交換を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第33号は可決いたしました。

◎発委第8号 福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第14 発委第8号 議会個人情報保護条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番（平沼昌平）

議会提出議案と議会提出議案説明資料をご用意ください。

まず、議会提出議案の3ページをお開きください。

発委第8号 福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例。

福島町議会個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月17日提出、福島町議会運営委員会委員長、平沼昌平。

内容につきましては説明資料で説明いたしますので、説明資料の3ページをお開きください。

1、改正の理由。

刑法等の一部を改正する法律等の施行により、懲役及び禁錮刑が新たに拘禁刑として単一化されたことから、条例の一部を改正するものです。

また、行政手続等における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が令和7年4月1日から施行されることに伴い、条例内の引用規定に条ずれが生じることから併せて改正をおこなうものです。

2、改正の内容。

（1）第1条関係として、条例内の引用規定のうち条ずれが生じる箇所について、法律の一部改正後の引用規定に改め、併せて所用の規定の整備を行うものです。

（2）第2条関係として、条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

3、施行期日。

この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。

ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行いたします。

また、第2条の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものとします。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。
採決を行います。
発委第8号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第8号は可決いたしました。

◎発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第15 発委第9号 議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番（平沼昌平）

議会提出議案と議会提出議案説明資料をご用意ください。
まず、議会提出議案の10ページをお開きください。
発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例。
福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和6年12月17日提出、福島町議会運営委員会委員長、平沼昌平。
内容につきましては説明資料で説明いたしますので、説明資料の4ページをお開きください。

1、改正の理由。

町は、令和6年8月8日の人事院勧告に基づき、特別職の期末手当支給月額を、現行の年「4.50月」から「0.10月」引き上げ、年「4.60月」に改定する条例を今12月会議に提案しております。
このため、議会議員についても、特別職同様、支給月数を年「4.60月」に引き上げようとするものです。

2、改正の内容。

（1）第1条関係として、令和6年度の期末手当について、12月期の支給月数を「2.35月」とし、年「4.60月」に改定するものです。
（2）第2条関係として、令和7年度からの期末手当の支給月数を、6月、12月とも「2.30月」の均等支給とするものです。

3、施行期日。

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行いたします。
なお、第1条の規定は令和6年4月1日から適用いたします。
そのため、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなします。

4、改正に伴う影響額は、24万6,215円の増額となります。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

発委第9号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第9号は可決いたしました。

◎議案第34号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第7号）

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第34号 令和6年度一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の41ページをお開き願います。

議案第34号 令和6年度福島町一般会計補正予算（第7号）。

令和6年度福島町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,615万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,254万4千円とする。

令和6年12月17日提出、福島町長。

それでは、補正予算の内容について、補正額50万円以上のものについて歳出から説明いたしますので、説明資料の39ページをお願いいたします。

中段の、2款総務費、1項1目一般管理費、事務事業予算名、庁舎管理費で50万円の追加は備品購入費で、機能回復室で使用する机とイス等を購入するための追加でございます。

40ページをお願いいたします。

上段の、12目テレビ中継局管理費、事務事業予算名も同様に、194万7千円の減額は、塩釜地区無線共聴施設支障移転委託料で、道道岩部線の改良工事において移転が見送られたことに伴うものでございます。

41ページをお願いいたします。

上段の、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、事務事業予算名、障害者福祉事業費100万円の追加は、扶助費で日常生活用具及び補装具の交付件数の増に伴うものでございます。

次の段の、2項1目児童福祉総務費、事務事業予算名、児童発達支援費60万円の追加は、扶助費で児

童発達支援及び放課後等デイサービスの利用日数増に伴う追加でございます。

４２ページをお願いいたします。

上段の、４款衛生費、１項２目予防費、事務事業予算名、ガン検診推進事業費８９万４千円の追加は、委託料の追加で各ガン検診受診者の実績見込みによる追加でございます。

４３ページをお願いいたします。

上段の、６款農林水産業費、２項２目林業振興費、事務事業予算名も同様に、１１０万７千円の追加は、負担金・補助及び交付金で原木しいたけホダ木購入に係る補助金の追加でございます。

下段の、３項２目水産振興費、事務事業予算名、新たな陸上養殖技術の開発による「蝦夷アワビ」ブランド化事業費５７万８千円の追加は需用費で、餌料に不足が生じたことによる購入費の追加でございます。

事務事業予算名、水産加工業支援事業費２００万円の追加は、支援金の交付区分に変更があり生じたことによる事業費の追加でございます。

４５ページをお願いいたします。

７款商工費、１項７目青函トンネル記念館管理運営費、事務事業予算名も同様に、５３万８千円の追加は需用費で、電気料金に不足が生じることに伴う光熱水費の追加でございます。

４６ページをお願いいたします。

中段の、８款土木費、５項１目住宅管理費、事務事業予算名、町営住宅整備事業費、３５０万円の追加は需用費で、町営住宅修繕箇所が増加に伴うものでございます。

４７ページをお願いいたします。

上段の、９款消防費、１項２目広域事務組合費、事務事業予算名も同様に、１１６万７千円の追加は、負担金・補助及び交付金の追加で、消防部門の負担金が負担按分率の確定等に伴う追加でございます。

次の段の、１２款諸支出金、２項１目繰出金、事務事業予算名も同様に、１，９５８万８千円の追加は、介護会計、診療所会計、浄化槽会計の１２月補正に係る繰出金でございます。

下段の、１３款職員給与費、１項１目職員給与費、事務事業予算名も同様に、１，２０５万円の追加は、先ほど議決をいただきました給与条例の改正に伴う給料等の追加でございます。

４８ページをお願いいたします。

２目会計年度任用職員給与費、事務事業予算名も同様に、１，０４９万５千円の追加は、職員給与費と同様に給与条例の改正によるものでございます。

なお、会計年度任用職員につきましては、職員給与費のほかに各事業予算科目で人件費を計上している職についても同様に補正予算を計上してございます。

議案の６８ページから６９ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入を説明いたしますので、３５ページをお願いいたします。

１３款国庫支出金、１項１目民生費国庫負担金、６５万円の追加は、障害者福祉事業における補装具給付費及び障害児通所施設の利用増に伴う国庫負担金の追加でございます。

３７ページをお願いいたします。

中段の、１６款寄付金、１項１目寄付金、１４７万５千円の追加は、寄付の実績に伴うものでございます。

３８ページをお願いいたします。

１７款繰入金、２項１目財政調整基金繰入金、５，４５５万５千円の追加は、今回の補正に係る財源調整による追加でございます。これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は３億２，７３８万７千円となります。

１９款諸収入、５項１目雑入、１８４万３千円の減額は、主に雑入で月崎・塩釜地区共聴施設の一部移転が見送られたことに伴う減額でございます。

以上で、議案第３４号 令和６年度福島町一般会計補正予算（第７号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

4 番小鹿昭義議員。

○4 番（小鹿昭義）

4 4 ページの岩部クルーズの出航の件についてお聞きます。

通常 1 日 3 往復と聞いておりますが、今年は 4 往復も出航していると聞いております。令和 6 年度は何日稼働し、出航回数は何回出たのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

基本的には 1 日 3 往復という部分で運航しておりまして、1 日 4 回目の運航した回数は年 16 回となっております。それと、1 年間 4 月から 10 月 14 日までの期間での運航回数は 192 回となっております。

○議長（溝部幸基）

4 番小鹿昭義議員。

○4 番（小鹿昭義）

令和 6 年度の乗船客数は何人だったのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

令和 6 年度の乗船者数は 2,031 人となっております。

○議長（溝部幸基）

4 番小鹿昭義議員。

○4 番（小鹿昭義）

燃料等の値上がりがあります。乗船料金の値上げの検討はしているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

この件につきましては、以前も色々な場所で議場で申し上げておりますけど、今基本的に 1 便 1 回行って帰ってくる分は 3 千円で設定しております。

ただ、これを 5 千円まで上げることができるという条例改正させてもらっています。ここの部分の判断については、指定管理者でありますまちづくり工房さんの方との協議となっております。まちづくり工房さんはもう少し現状のままを維持した体制で運航したいということで協議しておりますので、時期が来たら上げる場合もあるし、このままいくかもしれないしという部分は今後の協議となっております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

同じページで 44 ページの部分で、観光情報発信事業費の部分で、事業内容が 2025 年の大阪万博と。相撲の方に参加するというので 15 万 1 千円という形になっているのですが、これは何人で行かれるのかお聞きしたいと思います。

それともう一点が、福島町の観光事業目的の部分で、福島町の観光情報をより効果的に発信するというような内容になっているのですが、現状はゆるキャラというかマスコットですね、千代丸君の現状ってどのようなになっていますか。

今回の場合であれば、無いと思うんですけども大阪万博と相撲という部分で、この辺のマスコットの出張とかその辺は考えているのかどうなのか。要は、マスコットの現状はその辺どうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

この予算につきましては旅費の積算でございます。担当課として 1 名、それと担当課だけでなく

特別職、町長と同行して行くという部分で、大阪に行くのであれば2名の体制で大阪に行くという状況で考えております。

それと、ゆるキャラの千代丸については、しばらく活動してございません。ゆるキャラについては出番があるのであれば「するめ～」を出動させているという状況になっております。

それで、大阪万博につきましては、その大阪万博の中の1コマとして8月8日に相撲の催事ということで全国の相撲にゆかりのある市町が今現在で7市町が声掛けさせていただいて、町長のところにも直接電話させていただいて、相撲の催事を参加するという事で今動いている状況です。

これが、色々世界に相撲を発信するという流れで公益社団法人の大阪観光局という所が主導的にやっております、そのなかで世界に発信するという部分になりますので、どのような我々に求められるかという部分は首長町長のオンライン会議とかも既に2回とか開催していますので、そういう部分でさらに3回4回と会議の中または大阪に出向いた時にこういう催しもあってもいいんじゃないかという部分を打合せさせてもらったうえで8月4日に向かうという流れになっています。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

若干補足させていただきますけども、大阪万博来年あります。そのトップをされている方が溝畑という方なんですけども、実は昭和60年、私北海道研修行った時に本人が総務省から研修に来ていまして一緒に相撲を取った中で、そういった関係で是非大阪に来て相撲を取りませんかという話で声をかけていただきました。

実は、前日ですか、相撲協会の大阪場所、万博場所みたいなのが1日あるんですね。それで、本人の思いの中に日本の文化を世界に伝えるには相撲が一番いいのかなというお話しで、それで各市町村の中で相撲を取り組まれている団体に少し声掛けということで、相撲発祥の町だったり、我々は今女だけの相撲大会やらせていただいてまして、そういったところに少し声を掛けてその町のPRもかねて日本文化として相撲をPRしたいという思いで、我々の方に一本釣りみたいな形で今回声をかけさせていただきましたので、せっかくの機会でありますので我々もしっかりその場で福島町をPRできるようなことができればということで今計画を組ませていただいています。

定期的に首長会議みたいなのをやらせて、テレビ会議でやらせていただいておりますので、また、年が明けましたら我々もしっかり、そのトップの方々と連携をしながら実施に向けてやっていきたい。そのように考えているところであります。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

今ので意見交換みたいになってしまっていますが、先ほどの課長の説明の中で、僕の方は「千代丸君」というゆるキャラをある程度言ったんですが、答えは千代丸君じゃなく、ほとんどもう一つの「するめ～」の方を今言っていますよね。今回だけではないですけど、今回相撲という関連で僕「千代丸君」のことを聞いたんですけど、千代丸君の衣装どうこうというのが現状把握されているのか、その辺だけもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

千代丸君もだいぶ昔の物でありまして、老朽化して現在は使っておりません。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

42ページの有害鳥獣処理施設で、今回時間外勤務ということで補正組んでおります。そのなかで、おそらく捕獲数が多く、そのために時間外ということだと思っただけど、当初この施設を使ってからの捕獲数を知りたいと思います。

松前、福島、知内、ここでこの施設が稼働してからの今まで何頭捕獲したか、それを教えていただければ。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

捕獲数につきましてはシカで236頭、うち福島が108頭、松前が97頭、知内が22頭、道路関係のロードキルで9頭となっております。クマにつきましては5頭で、福島が1頭、松前が4頭となっております。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

それと次に43ページの林業振興費、しいたけの今回原木に対しての補助ということですが、しいたけ組合は8戸ということ聞いております。その中で、この8戸のうち現に補助対象というか、これは何件くらいあたるのか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

おっしゃるとおり組合員は8戸で組織しておりまして、そのうち原木購入している方、もしくは令和5年度に補助をさせていただいた大型除雪機で除雪しながら伐採するという部分もありながらですけど、原木を購入して栽培しているという事業者は2者になります。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

この2件のうち、ほとんど自分で業者を探しながら原木を購入しているという実態であります。そのなかで、年々原木の単価も上がりました。そういうなかで1本当たりの単価、そして、この2件のうち原木の本数をお知らせください。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

単価につきましては1本あたり246円となっております。それで、その原木の方は2件ですから合計の数字を言わせてもらいますと、今現在で約7千本の、違いました失礼しました。

収穫量で7千キロの収穫量で、ホダ木につきましては1万をきるようなくらいの数字ということで聞いております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

原木のことで再度お聞きいたします。

なかなかこの原木を調達するには個人で生産している農家の方が大変苦労しております。そういうなかで、若干ではあるが町有林を利用しながら払下げもらってやっている方もいます。

そういうなかで、今後の町有林の見通しというか、町有林をしいたけ農家に供給するという今後の予想というか、それはどうなっているのか。また、前から幾度なく町有林の払下げに対してはあるんだけど、作業道がないということでもあります。そういうなかで、今後の見通しそれを一つお知らせください。

それと、クマ等によることですが……………。

○議長（溝部幸基）

一問一答ですよ。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

町有林の見通しですけど、今は毎年先ほど言いましたとおり、除雪機等もうまく活用していきながら、4千本程度の出しは最近していただいております。これが継続していくものとは思いますが、作業道をつけてある一定の所に目掛けて行くという今現在の計画は持ってございません。

色んな場所にミズナラはあるんですけど、なかなかホダ木を採っていただく椎茸の栽培の方々もなかなかそこには行けないという部分とか色々条件面とかありながら、なかなかそういう作業道つけてまでという部分には至っておりません。

その代わり、自分達で伐りやすい所を見つけていただいて、その都度町としては町有林については払下げをしているという状況でございます。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

43ページの熊等による被害ということで、これだけ時間外ということでありますが、捕獲数も236頭という今回の数字になってあります。

そういうなかで、処理しきれない平日処理しきれないシカとかクマのことがあるので、日曜日とか祭日そういうことでこの時間外があったのかどうか、それをお知らせください。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議員おっしゃるとおり、基本的には10月猟期入ってからという部分で捕獲数が格段に増えた。この部分进行处理するために土日にも動いてもらったというのは時間外の一つでございます。

それと、やはり施設が1年目なものですから試行錯誤して運用しているという部分も4月5月当初にはあったものですから、その部分の対応として土日出ていただいた場面もございまして、今回の補正となっております。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

44ページの観光情報発信事業費の部分で、先ほど旅費の部分は町長の方で答えてもらったので分かったんですが、要は事業目的ですね。この部分で福島町の観光情報発信を効果的に発信するという内容で、課長の方では千代丸君は扱っていないというような説明だったんですが、福島 of 二大巨頭というわけじゃないですけどマスコット・ゆるキャラ「千代丸君」と「するめ〜」という形をとられていますよね。今回のイベントだけじゃなくて相撲に関わることに對しても先ほどの課長の説明であれば「するめ〜」で今は使っていないみたいな発言になっていますので、今後この使い分け等どうされていくのかと、例えばですけど今回の件であれば、相撲のことであってもそれでも「するめ〜」で使っていないような意見であれば「するめ〜」でいくのか。

本来であれば、こういう場面って相撲であれば「千代丸君」が出るのが普通というわけでもないですけどね、そういう風なイベントごとでは今回適しているのは「千代丸君」ではないのかなという部分で、要は今回使っていないというのは現状その「千代丸君」なり「するめ〜」もそうなんですけど、現状はどのようになっていますか。マスコットの保存状況というか、普通に出せる状況なのか。

今の説明であれば「千代丸君」の方は使っていないみたいな表現であれば、傷んでいるから使っていないみたいな表現にも捉えられますので、その辺の確認と説明だけ伺って終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

千代丸についてはもう大分年数も経過していますので、だいぶ修復する補修する分も多くなっていますし、それを活用するのであればまた新たに作製という部分になるかと思うので、現時点では「するめ～」しか使っていないという状況になります。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第34号は可決いたしました。

◎議案第35号 令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第17 議案第35号 令和6年度介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案の71ページをお開き願います。

議案第35号 令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万1千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,784万6千円とする。

令和6年12月17日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容について歳出から説明いたします。

87ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、50万2千円の追加は、会計年度任用職員の訪問看護員1名に係る人件費で、一般会計と同様に給与会計によるものでございます。

2節給料が30万9千円、3節職員手当等が14万4千円、4節共済費が4万9千円の追加となっております。

次の段、2項1目一般介護予防事業費、50万8千円の追加につきましても、会計年度任用職員の介護支援専門員1名に係る人件費で、給与改定によるものでございます。

2節給料が31万4千円、3節職員手当等が14万5千円、4節共済費4万9千円の追加となっております。

88ページをお願いいたします。

3項1目包括的支援事業費、28万2千円の追加は、職員2名分に係る人件費で、給与改定によるものでございます。

2節給料が9万8千円、3節職員手当等が15万2千円、4節共済費が3万2千円の追加となっております。

89ページをお願いいたします。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金307万8千円の減額は、補正額の財源として調整するため減額としております。

次の段、6款諸支出金、1項1目償還金、22節償還金・利子及び割引料220万4千円の追加は、9月会議におきまして令和5年度介護給付費等に係る国庫負担金等の確定に伴い償還金を追加いたしました。が、地域支援事業費に誤りがありましたので再計算をした結果、国庫補助金過年度過誤納還付金98万3千円の追加、支払基金交付金過年度過誤納還付金80万6千円の追加、道補助金過年度過誤納還付金41万4千円を追加するものでございます。

90ページをお願いいたします。

2項1目一般会計繰出金、27節繰出金41万3千円の追加は、一般会計へ繰出金として返還するものでございます。

なお、給与費補正の詳細につきましては、91ページから92ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入の主な増減を説明いたしますので、83ページにお戻りください。

歳入につきましては、歳出の人件費補正等に伴い、財源割合によりそれぞれの科目を追加するものでございます。

3款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金は28万2千円。

4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金28万5千円。

5款道支出金、2項1目地域支援事業交付金13万2千円。

7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金13万2千円を追加するものでございます。

以上で、議案第35号 令和6年度福島町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第35号は可決いたしました。

◎議案第36号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第18 議案第36号 令和6年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案の93ページをお開き願います。

議案第36号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,359万1千円とする。

令和6年12月17日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容について歳出から説明いたします。

107ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費、132万9千円の追加は、一般会計と同じく給与改定によるものと、会計年度任用職員の採用に伴うものでございます。

2節給料18万9千円の追加は、一般職給103万8千円の減で、育児休業職員の実績精査及び給与改定によるもの。フルタイム会計年度任用職員給料122万7千円の追加で、職員が1月から3月までの間休暇を取得する予定となっているため、その期間会計年度任用職員1名を新規採用分の給料及び給与改定によるものでございます。

3節職員手当等55万9千円の追加は、給与改定等によるものでございます。

4節共済費58万1千円の追加は、会計年度任用職員採用に伴う社会保険料の追加及び給与改定によるものでございます。

なお、これらの給与費補正の詳細につきましては、108ページから109ページに給与費明細書を添付してございますので、後ほどご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入を説明いたしますので103ページにお戻りください。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金123万2千円の追加は、人件費補正分について一般会計繰入金で調整するものでございます。

次の段、4款諸収入、2項1目雑入、9万7千円の追加は、会計年度任用職員等社会保険料負担金収入で本人負担分でございます。

以上で、議案第36号 令和6年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

今回の補正予算に関してはわかるんですが、町長に1つだけお伺いしていきたく思うのですが、現状、要は赤字経営になっております。これは今後、黒字経営に持って行くための先生との話し合い等が何かあったのあれば、その辺を町長の方にお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先生とは私も患者でありますので、毎月薬を貰いに行った時に、定期的に状況説明なり色々とお話しをさせていただいています。

ただ、突っ込んだことは診療中ですからあまりそこまで突っ込んだことはしませんので、先生とはまた来年の予算に向けて色んなことをまたお話しをということにはしてございますけども、この前の議会があってから、議会ですね、常任委員会あってから特別それについて話した経緯はありません。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第36号は可決いたしました。

◎議案第37号 令和6年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第19 議案第37号 令和6年度水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の111ページをお開きください。

議案第37号 令和6年度福島町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度福島町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。

第1款水道事業費用、補正予定額60万1千円、計1億885万円。

第1項営業費用、補正予定額60万1千円、計1億595万円。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額60万1千円、計1,556万6千円。

令和6年12月17日提出、福島町長。

内容について説明しますので、115ページをお開きください。

水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費、補正額 6 0 万 1 千円、計 2, 4 3 3 万 6 千円。内容については、給料が 2 7 万 1 千円、手当等が 2 3 万 2 千円、法定福利費が 5 万 7 千円、賞与引当金繰入額が 4 万 1 千円でございます。

今回の補正内容については、人事院勧告により給与等が改正されたことに伴う補正となっております。

以上で、議案第 3 7 号 令和 6 年度福島町水道事業会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第 3 7 号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 3 7 号は可決いたしました。

◎議案第 3 8 号 令和 6 年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（溝部幸基）

日程第 2 0 議案第 3 8 号 令和 6 年度浄化槽事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の 1 1 7 ページをお開き願います。

議案第 3 8 号 令和 6 年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第 3 号）。

第 1 条、令和 6 年度福島町浄化槽事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

第 1 款第 2 項営業外収益、補正予定額 2, 1 6 2 万 7 千円の増、計 6, 3 0 6 万 8 千円。

第 3 条、予算第 4 条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

第 1 款第 1 項企業債、補正予定額 3 4 0 万円の増、計 2, 2 0 0 万円。

第 2 項他会計補助金、補正予定額 3 4 0 万円の減、計 9 3 万 9 千円。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日提出、福島町長。

内容について説明しますので、１２３ページをお開き願います。

令和６年度福島町浄化槽事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入。

１款浄化槽事業収益、２項営業外収益、１目他会計補助金、補正額２，１６２万４千円の増、計４，７４０万９千円、これは一般会計からの繰入金でございます。

５目受取利息及び配当金、補正額３千円の増、計３千円、これは預金利息でございます。

次のページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

１款資本的収入、１項１目企業債、補正額３４０万円の増、計２，２００万円、これは浄化槽整備事業債１６０万円、過疎対策事業債１８０万円で、浄化槽工事費の確定に伴う増額分でございます。

２項１目他会計補助金、補正額３４０万円の減、計９３万９千円、これは浄化槽設置工事費繰入金で、１目企業債の増額に伴い繰入金を減額するものでございます。

以上、議案第３８号 令和６年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第３号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第３８号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第３８号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本１２月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第１０条の規定により、令和６年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和６年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。
どうもご苦労さまでした。

（休会 15時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 佐 藤 孝 男

署 名 議 員 小 鹿 昭 義